

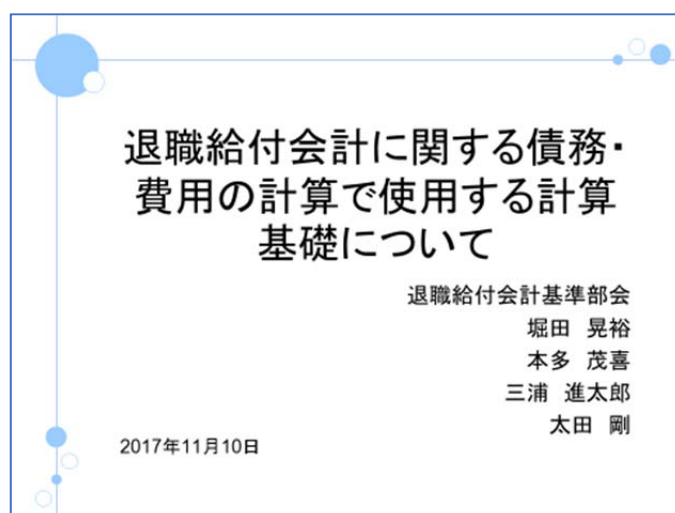
退職給付会計に関する債務・費用の計算で使用する計算基礎について

堀田晃裕

本多茂喜

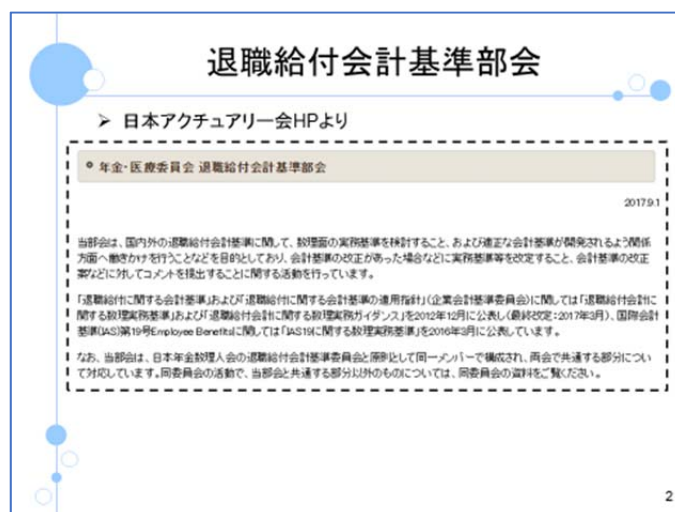
三浦進太郎

太田剛



堀田 それでは、時間になりましたので始めたいと思います。このセッションは、「退職給付会計に関する債務・費用の計算で使用する計算基礎について」です。これからの1時間半、全体的な司会を務めます退職給付会計基準部会部会長の堀田です。どうぞよろしく願いいたします。私の方から、冒頭少しお話をしまして、そのあと向こうに座っている3名からプレゼンをするという形式で進めたいと思います。

恐らくここにいらっしゃる方の多くは、日本年金数理人会の会員でもいらっちゃって、すでにご存じだとは思いますが、アクチュアリー会のホームページにわれわれの部会の活動内容を記載しているページがありますので、そちらを引用してきました。



われわれの部会が何をやっているかということですが、国内外の退職給付会計基準に関して、数理面の実務基準を検討するということが一つです。それからもう一つは、第1段落の最後の方に書いてあります

けれども、会計基準の改正案などに対してコメントを提出するという事です。一番下のところにありますように、退職給付会計基準部会は、日本年金数理人会の退職給付会計基準委員会と原則として同一メンバーで構成され、両会で共通する部分について対応しています。日本年金数理人会の退職給付会計基準委員会の活動で当部会と共通する部分以外のものについては、同委員会の資料をごらんくださいとあります。実際、年金数理人会としてやっている内容とアクチュアリー会としてやっている内容は、基本的に同一なのですけれども一部違うものもありまして、先般の ISAP 1 改正の公開草案に対するコメントなどは、アクチュアリー会と年金数理人会それぞれが出していたりします。



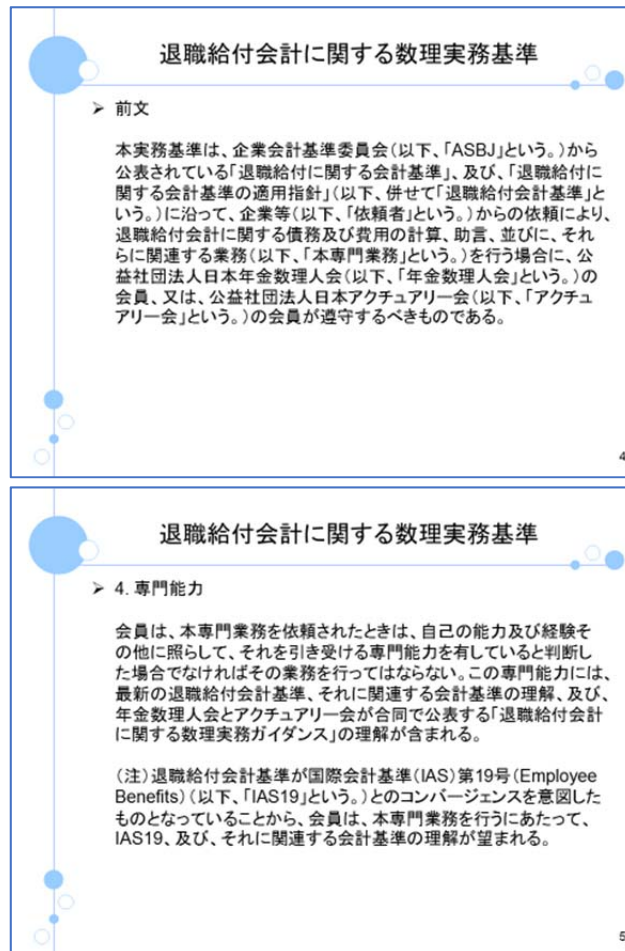
こちらに記載のとおり、実務基準・実務ガイダンスに何があるかというこの3つになります。退職給付会計に関する数理実務基準、退職給付会計に関する数理実務ガイダンス、この2つは日本の退職給付会計基準に対応したものです。それから、IAS19に関する数理実務基準です。

上2つに関して言いますと、2012年に日本の退職給付会計基準の大幅改定がありました。これに合わせて、従来あった実務基準を全文改定して現在の形にしています。これが2012年12月25日です。最終改定は2017年3月24日に行っていますが、この間に数理実務基準・数理実務ガイダンスの改定を計5回行っております。そのうち3回は、数理実務基準・数理実務ガイダンスの両方を改定しました。残り2回は、数理実務ガイダンスのみの改定でした。

数理実務基準・数理実務ガイダンス両方を最初に改定したのは、公益社団法人への移行に伴うものです。あとの2回は、会計基準自体が改正されたことに対応しています。数理実務ガイダンスのみの2回の改定は、これ自体はあくまで日本の退職給付会計に関するものですが、IAS19への言及がある関係から、IAS19の改定に合わせて数理実務ガイダンスの改定を行ったものです。IAS19に関する数理実務基準は、2016年3月28日に出しています。

日本基準の退職給付会計に関する数理実務基準は皆さんが遵守しなくてはならない基準として存在しており、折に触れお話しはしてきているのですが、数理実務ガイダンスのお話をする機会は、実はあまりありません。先ほど改定を5回やったということを申し上げましたけれども、実際のところ、数理実務ガイダンスの内容を大きく変えるようなことは、これまでやってきていないのです。全文改定が2012年ですから、その後5年ぐらいの間にいろいろな動きがあったということもあって、それについて今日はお話ししたいと思います。実際、今後これを数理実務ガイダンスに取り込むかどうかなればまた部会の方で検討すべき課題になりますので、今日は、皆さんと問題意識を共有したいということでご理解いただければと思います。

少し付け加えますが、私と向こうの3名が今日お話しする内容は、所属法人の意見ではありませんし、また、日本アクチュアリー会、日本年金数理人会の公式な見解として、お話しする内容でもございません。あくまで退職給付会計基準部会の部会長個人、あるいは委員個人の立場として、お話しする内容です。ですので、個人的見解も当然含まれるということには、ちょっとご留意いただきたいと思います。



退職給付会計に関する数理実務基準を少しだけ見ておきたいと思いますが、前文の最後のところを見ていただくと、数理実務基準は「会員が遵守するべきもの」とあります。そこに書いてある内容のうち「専門能力」については、上の方の文章の最後を見ていただきたいのですが、「この専門能力には、最新の退職給付会計基準、それに関連する会計基準の理解、及び、年金数理人会とアクチュアリー会が合同で公表する『退職給付会計に関する数理実務ガイダンス』の理解が含まれる」とあります。実務を行う上で遵守しなければいけないのは数理実務基準なのですが、実務を行う専門能力の中に、数理実務ガイダンスの理解が含まれているということには、ちょっと気に留めておいていただければと思います。

今日は引用し忘れてしまったので、後で皆さんごらんいただきたいのですが、数理実務基準の第9項に、「計算基礎に関する助言」という部分があります。これはどのような内容かというのと、「会員は、依頼者が本専門業務において用いる計算基礎を確定することに資するために、依頼に応じて次を行う」と書かれています。この2番目に、「合理的と考えられる計算基礎等を提示する」と書かれており、「会員が提示するべき計算基礎を作成するに当たって、過去に採用された方法の合理性は環境の変化によって低下する可能性があるため、必要に応じて方法の見直しを依頼者に提示する。そのため、会員は、本専門業務に関連する環境の変化の把握、及び、最新の研究成果や調査、調査報告等の情報の取得に務める」とあります。今日、皆さんにどれだけのお話ができるか分かりませんが、ここは非常に重要なポイントであるとい

うことは気に留めておいてください。

退職給付会計に関する数理実務ガイダンス

➤ 前文

本ガイダンスは、企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という。）から公表されている「退職給付に関する会計基準」（以下、「会計基準」という。）、及び、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、「適用指針」という。）に沿って、退職給付会計に関する債務及び費用の計算、助言、並びに、それらに関連する業務（以下、「本専門業務」という。）を行う場合に、参考になる数理的な実務を説明する教育的資料である。

本ガイダンスの理解は、「退職給付会計に関する数理実務基準」において、公益社団法人日本年金数理人会の会員、又は、公益社団法人日本アクチュアリー会の会員が、本専門業務を行うにあたって有すべき専門能力に含まれるとされている。

6

退職給付会計に関する数理実務ガイダンス

➤ 目次

<p>第1節 退職給付</p> <p>1.1 対象となる退職給付</p> <p>1.2 退職給付債務の分類となる制度</p> <p>第2節 個人データ</p> <p>2.1 個人データのチェック</p> <p>第3節 計算基礎</p> <p>3.1 計算基礎の分類</p> <p>3.2 割引率</p> <p>3.2.1 イールドカーブ</p> <p>3.2.2 割引率の設定</p> <p>3.3 給付改定の予想</p> <p>3.4 予想給付率</p> <p>3.5 ポイント制における予想ポイントとポイント単位の予想</p> <p>3.6 キャッシュ・バランス・プランの予想再評価率</p> <p>3.7 退職率</p> <p>3.8 死亡率</p> <p>3.9 一時金償還率</p> <p>3.10 複数の退職給付制度を採用している場合の計算基礎</p> <p>3.11 連合型の年金基金に加入している場合の計算基礎</p> <p>第4節 計算基礎の変更に関する重要性</p> <p>4.1 割引率の変更に関する重要性</p> <p>4.1.1 割引率に関する退職給付債務の変動率の推定</p> <p>4.2 割引率以外の計算基礎の変更に関する重要性</p>	<p>第5節 退職給付債務</p> <p>5.1 退職給付債務</p> <p>5.2 退職給付債務の増減</p> <p>5.2.1 増減の計算</p> <p>5.2.2 給付算定式基準</p> <p>5.3 給付費用</p> <p>5.4 利息費用</p> <p>第6節 送付、送附など</p> <p>6.1 合理的な出及び帰報</p> <p>6.2 データ等の基準日</p> <p>6.2.1 予定期の基準日から期末日までの期間の調整</p> <p>6.2.2 割引率等に関する合理的な補正</p> <p>第7節 その他</p> <p>7.1 平均給付債務増減</p> <p>7.2 過払給付費用</p> <p>7.3 複数職業主制に該当する(雇外)退職給付債務等</p> <p>7.4 厚生年金基金の代行給付</p> <p>付録1 適用指針第30条の、重要な変更を及ぼすものとして再計算しなければならないとされている場合に該当しない際の割引率の推定</p> <p>付録2 退職給付債務等の計算式(例示)</p> <p>付録3 割引率に関する合理的な補正 二点補正の補正</p> <p>付録4 退職給付債務のデューレーション</p>
--	---

7

さて、数理実務ガイダンスなのですが、先ほど申し上げましたけれども、最初のパラグラフを見ていただくと、これはあくまで「参考になる数理的な実務を説明する教育的資料」です。ただし、これは先ほど申し上げましたが、「本ガイダンスの理解は、『退職給付会計に関する数理実務基準』において（中略）会員が、本専門業務を行うに当たって有すべき専門能力に含まれるとされている」と述べられています。

退職給付会計に関する数理実務ガイダンス

➤ 3.1 計算基礎の分類

計算基礎は、金融経済的なものと人口統計的なものとに分類することができる。

① 金融経済的な計算基礎

割引率、給付改定の予想、予想昇給率のうちベースアップに相当する部分、ポイント制におけるポイント単位の予想、キャッシュ・バランス・プランにおける予想再評価率が含まれる。

金融経済的な計算基礎は、退職給付債務の計算対象となる支払い見込み期間の全体を対象として、市場のデータや、市場関係者間で共有されている予測数値などを参考に設定する。

金融経済的な計算基礎は、他の金融経済的な計算基礎との整合性に留意して設定する。

8

退職給付会計に関する数理実務ガイダンス

➤ 3.1 計算基礎の分類(続き)

④ 人口統計的な計算基礎

退職率、死亡率、一時金選択率、予想昇給率のうち年齢や経験年数との相関が見られる部分、ポイント制における予想ポイントが含まれる。

人口統計的な計算基礎は、本専門業務の対象となる集団の特性を反映するものである。それぞれの計算基礎には、当該集団の経験データを用いて推定する数理的方法があり、本専門業務においても合理的な方法としてこれらを利用できると考えられる。これらの方法を利用しつつ、退職給付債務の計算対象となる支払い見込み期間の全体を対象として、将来の予想を行うという観点で、適正な計算基礎を推定する。

具体的には、公益社団法人日本年金数理学会が定めている「厚生年金基金実務基準」及び「確定給付企業年金実務基準」の該当箇所に記載されている方法が参考になる。

また、厚生年金基金、又は、確定給付企業年金(以下、両者を併せて「適格DB制度」という。)を採用している場合には、適格DB制度の財政の目的で使用されている基礎率をそのまま本専門業務における計算基礎として使用することが考えられる。ただし、これらの基礎率は、適格DB制度における財政上の観点を重視して設定されている場合や、法令等による制約が課せられている場合がある他、本専門業務の適用対象者と適格DB制度の加入者の範囲が異なる場合があることに留意して、本専門業務における計算基礎としてそのまま使用することの妥当性について検討する。

9

退職給付会計に関する数理実務ガイダンス

➤ 3.1 計算基礎の分類(続き)

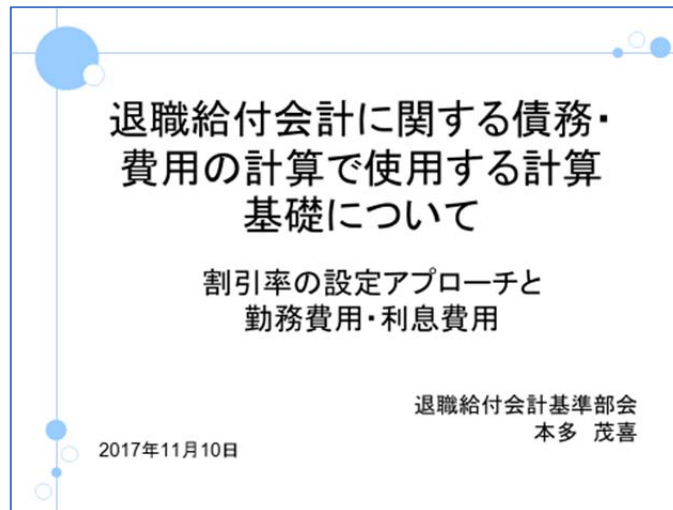
(注)IAS19では、数理的な仮定は、偏りがなく、相互に整合的でなければならない、とされ、退職給付の提供に関する最終的な費用を決定する変数の、企業の最良の見積りである、とされている。また、数理的な仮定は、**financial assumptions**と**demographic assumptions**に分類され(予想昇給は **financial assumptions** に属するものとされるが、インフレーション、年功(**seniority**)、昇進(**promotion**)、労働市場における需給等を考慮に入れるものとされている)、**financial assumptions** は、給付が支払われる見込みの全体にわたる期間を対象として、期末における市場の期待に基づかなければならない、とされている。

10

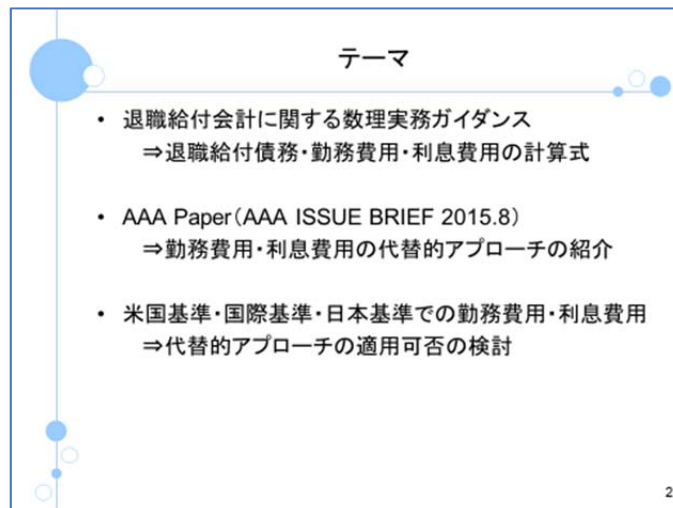
今日お話ししたい内容は、この数理実務ガイダンスの中でも計算基礎の部分になります。計算基礎は、金融経済的な計算基礎と人口統計的な計算基礎に分けられるということで、この2ページでそれを引用しています。それに加えて、注として、IAS19でどのような記載があるかということにも触れています。

今日の3つのお話では、まず、金融経済的な計算基礎のうち、割引率に関する話題を最初に取り上げます。こちらは本多さんにお話をさせていただきます。そのあと、金融経済的な計算基礎のうち割引率以外のものについて、三浦さんにお話をさせていただきます。最後に、人口統計的な計算基礎について、太田さんからお話をさせていただきます。

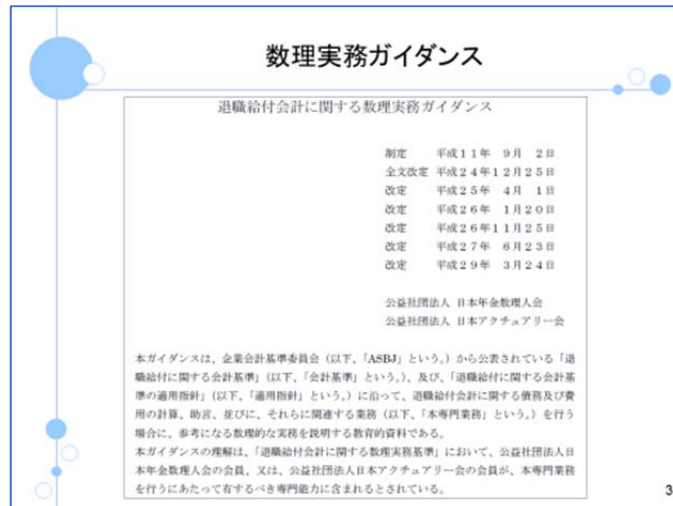
それでは、本多さんにバトンタッチいたします。



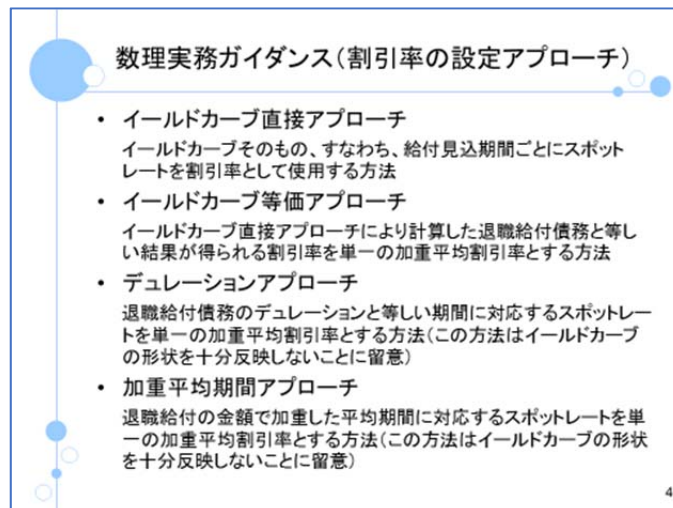
本多 退職給付会計基準部会の本多と申します。本日はよろしくお願いたします。私からは、「割引率の設定アプローチと勤務費用・利息費用」というテーマで発表させていただきたいと思います。



発表の流れですが、まず先ほど堀田部会長から説明のありました退職給付会計に関する数理実務ガイダンスにおいて、退職給付債務、勤務費用、利息費用の計算式がどのように例示されているかというところを確認したいと思います。続きまして、米国アクチュアリー学会（AAA）の方で、2015年8月に論点資料として提示された資料のなかに、勤務費用・利息費用の代替的なアプローチというもの紹介されております。こちらの内容を紹介させていただければと思います。最後に、米国基準、国際基準、日本基準におきまして、勤務費用・利息費用がどのように定められているかというところに触れつつ、この代替的アプローチが適用可能かどうかということを検討したいと思います。



まず、数理実務ガイドについてです。こちらも、先ほど堀田部会長から説明がございました。すなわち、「ASBJ から公表されている『退職給付に関する会計基準』およびその『適用指針』に沿って、退職給付会計に関する債務および費用の計算、助言、並びに、それらに関連する業務を行う場合に、参考になる数理的な実務を説明する教育的資料である」ということです。そして、数理実務ガイドの理解は、会員が「本専門業務を行うに当たって有するべき専門能力に含まれているとされている」わけです。



割引率につきまして、まず設定アプローチが4つ記載されております。イールドカーブ直接アプローチ、イールドカーブ等価アプローチ、デュレーションアプローチ、加重平均期間アプローチの4つです。

それぞれ簡単にご説明させていただきますと、まず、イールドカーブ直接アプローチは、イールドカーブそのもの、すなわち給付見込期間ごとにスポットレートを割引率として使用する方法です。イールドカーブ等価アプローチは、イールドカーブ直接アプローチにより計算した退職給付債務と等しい結果が得られる割引率を、単一の加重平均割引率として使用する方法です。デュレーションアプローチは、退職給付債務のデュレーションと等しい期間に対応するスポットレートを、単一の加重平均割引率とする方法です。こちらは、1時点の利回りを基に、加重平均割引率を決定することになりますので、イールドカーブの形状を十分反映しないことに留意する必要があります。加重平均期間アプローチは、退職給付の金額で加重した平均期間に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法です。デュレーションアプローチと同様に、イールドカーブの形状を十分反映しないことに留意する必要があります。

数理実務ガイドンス(退職給付債務等の計算式)

◇ 退職給付債務、勤務費用、利息費用

$$\begin{aligned} \text{期末の退職給付債務} &= \sum_f K_p(f) \cdot \frac{1}{(1+i_f)^f} \\ \text{翌期の勤務費用} &= \sum_f K_c(f) \cdot \frac{1}{(1+i_f)^f} \cdot (1+i) \\ &\text{又は } (\sum_f K_c(f) \cdot \frac{1}{(1+i_f)^f}) \cdot (1+i) \\ \text{翌期の利息費用} &= (\sum_f K_p(f) \cdot \frac{1}{(1+i_f)^f}) \cdot i' \end{aligned}$$

加重平均割引率を用いる場合は、上記式の i_f を全て i' に置き換える。

$K_p(f)$: 年後に退職した場合の退職給付見込額のうち、当期までに発生していると認められる額
 $K_c(f)$: 年後に退職した場合の退職給付見込額のうち、翌期に発生すると認められる額
 i_f : 期間f年に対応する割引率 (スポットレート)
 i' : 加重平均割引率

5

続きまして、退職給付債務等の計算式につき例示されておりますので、こちらについても確認していきたいと思います。まず、退職給付債務につきまして、計算式の中に出てきております $K_p(f)$ というものが、 f 年後に退職した場合の退職給付見込額のうち、当期までに発生していると認められる額になります。 i_f がその期間に対応した割引率、スポットレートということになり、キャッシュフローにスポットレートに基づいた割引係数を乗じたものを足し合わせて、退職給付債務を計算するという形になります。

続きまして、勤務費用ですが、 $K_c(f)$ と書かれている退職給付見込額のうち翌期に発生すると認められる額、こちらに先ほどと同様の割引係数を乗じ、さらに、勤務費用につきましては翌期末のものを算定することになりますので、スポットレートによる利息をつけ、これを足し合わせて算出するという形になります。または、翌期までの利息のところにつきましては、 i_f ではなくて i' 、すなわち加重平均割引率を用いることも例示としております。

さらに、利息費用につきましては、この $\{ \}$ 内の $K_p(f)$ と i_f の割引係数の部分は期末の退職給付債務の計算式と同様でして、まさしく退職給付債務に利息を乗じるという形になっております。その利息は i' 、加重平均割引率を用いるという形になっています。最後に利息を乗じるところが i' という加重平均割引率となっているところはポイントとなりますので、記憶に留めていただければと思います。

AAA Paper

AMERICAN ACADEMY of ACTUARIES
ISSUE BRIEF
AUGUST 2015

Alternatives for Pension Cost Recognition— Issues and Implications

KEY POINTS

- It is common to develop pension cost based on a single aggregated discount rate, i.e., that used to develop projected benefit obligation.
- Alternative approaches have been identified that represent more "granular" applications of yield curve rates.
- Use of such alternatives may reduce the amount of

This issue brief provides a discussion of an area of emerging practice. Its objective is to inform actuaries and other interested parties about alternative expense methodologies, and their theoretical rationales and implications. Because it is not an actuarial standard of practice (ASOP) promulgated by the Actuarial Standards Board, it is not a definitive statement as to what constitutes generally accepted practice in the area under discussion. Actuaries are not bound to adhere to the conclusions that may be identified in issue briefs or to conform their work to the practices described therein.

Introduction

For U.S. pension accounting, the present value of benefits based on service to date (i.e., the projected benefit obligation [PBO]) is typically calculated based

6

では、次は、AAA のペーパーについてご説明をさせていただきます。こちらは、そのペーパーの冒頭のページを引用したものです。真ん中のあたりにタイトル「年金費用の認識に関する代替的アプローチ」とあり、それについて論点とその示唆するところが記されているものです。

AAA Paper(一般的なアプローチ)

- 米国の年金会計では、予測給付債務(PBO)は予測された給付キャッシュフローにイールドカーブ上のスポットレートを適用して計算する方法が用いられている。
- その後、同じPBOが得られる単一割引率を決定し開示に用いる。
- 伝統的なアプローチでは、勤務費用及び利息費用等の費用構成要素を決定する際にも同じ単一割引率が用いられる。

(⇒「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」におけるイールドカーブ等価アプローチと同様)

7

このペーパーの中で、まず一般的なアプローチとしてどのようなものが記載されているかといいますと、米国の年金会計では、PBOは予測された給付キャッシュフローに、イールドカーブ上のスポットレートを適用して計算する方法が用いられているとされています。その後、同じPPBOが得られる単一割引率を決定し、開示に用いる。さらに、伝統的アプローチでは、勤務費用および利息費用等の費用構成要素を決定する際にも、同じ単一割引率が用いられるということで、こちらは、日本における数理実務ガイダンスのイールドカーブ等価アプローチと同様の方法ということになります。

AAA Paper(代替的アプローチ:勤務費用)

- 勤務費用に関する代替的アプローチとして、勤務費用のキャッシュフローに期間毎のスポットレートを適用して計算する方法が考えられる。

(⇒「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」におけるイールドカーブ直接アプローチの計算式の例と同様)

- この方法は、PBOが等価となる単一割引率を勤務費用の計算に用いる方法と比べ、勤務費用の発生のタイミングを適切に反映した精緻な方法と見ることができる。
- また、一般的にはPBOと比べ勤務費用の方がデューレーションが長い¹ため、この方法により高い割引率が適用され、勤務費用が減少する。

8

では、代替的アプローチとしてはどのようなものが挙げられているかというと、まず、勤務費用に関する代替的アプローチとして、勤務費用のキャッシュフローに期間ごとのスポットレートを適用して計算する方法が考えられるとされています。こちらは、日本の数理実務ガイダンスにおけるイールドカーブ直接アプローチの例と同様のものと考えられます。この方法につきましては、PBOが等価となる単一割引率を勤務費用の計算に用いる方法に比べ、「勤務費用の発生のタイミングを適切に反映した精緻な方法と見ることができる」とされています。また、一般的には、PBOに比べ勤務費用の方がデューレーションが長い¹ため、この方法により高い割引率が適用され、勤務費用が減少する傾向が見られるとされています。

AAA Paper(代替的アプローチ:利息費用)

利息費用に関して考えられる代替的アプローチは以下3つ。

- ①PBOの割引後キャッシュフローに期間毎のフォワードレートを適用して計算する方法
- ②PBOの割引後キャッシュフローに期間毎のスポットレートを適用して計算する方法
- ③PBOの割引後キャッシュフローに初年度のスポットレートを適用して計算する方法

(⇒「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」に例示されている計算式は、PBOの割引後キャッシュフローに加重平均割引率を適用して計算する方法となっており、上記①～③とは異なる。)

9

続きまして、代替的アプローチの利息費用に関するものです。利息費用に関して考えられる代替的アプローチは、以下の3つが挙げられています。まず1つめは、PBOの割引後キャッシュフローに期間ごとのフォワードレートを適用して計算する方法、2つめがPBOの割引後キャッシュフローに期間ごとのスポットレートを適用して計算する方法、3つめがPBOの割引後キャッシュフローに初年度のスポットレートを適用して計算する方法です。日本の数理実務ガイダンスに例示されている計算式は、先ほど説明させていただきましており、PBOの割引後キャッシュフローに加重平均割引率を適用して計算する方法となっておりますので、これらの①～③とは異なることとなります。

AAA Paper(代替的アプローチ:利息費用①)

①PBOの割引後キャッシュフローに期間毎のフォワードレートを適用して計算する方法

- この方法では、1年間で個々のスポットレートが変動しなければ、数理計算上の差異が生じない。
- PBOの割引後キャッシュフローに加重平均割引率を適用して計算する方法と比べ、一般的には利息費用が増加する(勤務費用の減少分を相殺する)。

Time Period	Spot Rate	Forward Rate
1	0.65%	0.65%
2	1.04%	1.44%
3	1.57%	2.62%
4	1.97%	3.18%
5	2.24%	3.36%
19	4.00%	5.37%
20	4.08%	5.56%

Initial year forward rate is sole rate used to credit interest in the "first-year forward rate" approach.

$$\left(\frac{1}{1.0224}\right)^5 \times 1.0336 = \left(\frac{1}{1.0197}\right)^4$$

Applicable year forward rates are used to credit interest in the "individual forward rate" approach.

10

これらの代替的アプローチについて、個別にご説明をさせていただきます。まず1つめの代替的アプローチは、期間ごとのフォワードレートを適用して計算する方法です。フォワードレートについて簡単に触れさせていただくために、このAAAのペーパーに書かれているイールドカーブの表を下の方に掲載しております。この中で、スポットレートが真ん中の列に記載された数値、フォワードレートが右端の方に記載された数値でございます。

このスポットレートとフォワードレートでどのような関係式が成り立っているかといいますと、この5年近辺のところに着目していただきまして、1.0224分の1の5乗に1.0336を掛けると、1.0197分の1の4乗になるということになります。この2.24%が5年物のスポットレート、1.97%が4年物のスポットレート、フォワードレートが3.36%となっておりますので、スポットレートが現時点からの期間の利回りを示しているのに対して、フォワードレートは、この例でいいますと4年度の末から5年度の末の1年間の利

回りを示したものであるということになります。

これを踏まえると、この期間ごとのフォワードレートを適用して利息費用を計算した場合に、1年間で個々のスポットレートが変動しなければ、数理計算上の差異が生じないという結果になります。ここに書かれている算式がそのことを示しているわけです。PBOの割引後キャッシュフローに、加重平均割引率を適用して計算する方法と比べまして、一般的には利息費用が増加する傾向があります。先ほど説明させていただきましたとおり、勤務費用はこの代替的アプローチを用いますと減少します。それを相殺する形で利息費用が増加して、元のスポットレートにちょうど戻るといいますか、数理計算上の差異が生じないような形になります。

AAA Paper(代替的アプローチ:利息費用②)

②PBOの割引後キャッシュフローに期間毎のスポットレートを適用して計算する方法

- この方法では、1年間で個々のキャッシュフローの期間が短縮する中でも適用されるスポットレートが変動しなければ(イールドカーブが1年分短期側にシフトしスポットレートが上昇すれば)、数理計算上の差異が生じない。
- PBOの割引後キャッシュフローに加重平均割引率を適用して計算する方法と比べ、一般的には利息費用が減少する。

11

続きまして、利息費用を計算する2つめの代替的アプローチである期間ごとのスポットレートを適用して計算する方法です。この方法では、1年間で個々のキャッシュフローの期間が短縮する中でも適用されるスポットレートが変動しなければ、イールドカーブが1年分短期側にシフトして、順イールドであればスポットレートが上昇するという形になりますが、数理計算上の差異が生じないことになります。これは、PBOの割引後キャッシュフローに加重平均割引率を適用する計算方法に比べ、一般的には利息費用が減少する傾向にあります。

AAA Paper(代替的アプローチ:利息費用③)

③PBOの割引後キャッシュフローに初年度のスポットレートを適用して計算する方法

- 数理計算上の差異が生じないためには、1年間で個々のスポットレートが大幅に上昇することが求められる。
- PBOの割引後キャッシュフローに加重平均割引率を適用して計算する方法と比べ、一般的には利息費用が大幅に減少する(この方法は初年度のスポットレートが当期に割り当てられた利回りであることを理論的な根拠としているが、一般的にはイールドカーブ上で初年度のスポットレートが最も低い)。

12

利息費用を計算する3つめの代替的アプローチは、初年度のスポットレートを適用して利息費用を計算する方法です。この場合、数理計算上の差異が生じないためには、1年間で個々のスポットレートが大幅に上昇することが求められます。PBOの割引後キャッシュフローに加重平均割引率を適用する計算方法に比

べて、一般的には利息費用が大幅に減少することになります。この方法は、初年度のスポットレートが当期に割り当てられた利回りであることを理論的な根拠としていますが、一般的には、イールドカーブ上で初年度のスポットレートが最も低いので、利息費用の大幅な減少につながるようになります。

AAA Paper(代替的アプローチ: 数値例)

Time Period	Rate for Calc. of PBO	PBO Element Factor	Projected Payment PBO	Present Value PBO	Rate for Crediting Interest on PBO	Interest Cost	Rate for Calc. of Service Cost (SC)	SC Element Rate	Projected Payment SC	Present Value SC	Rate for Crediting Interest on SC	Interest on SC	Year End PBO	Year End Discount Rate Resulted to Bond Loss
Current/Aggregated (single rate)														
5	3.50%	0.842	10,000	8,420	3.50%	295	3.50%	0.842	200	168	3.50%	6	8,889	
20	3.50%	0.503	10,000	5,022	3.50%	176	3.50%	0.503	1,200	603	3.50%	21	5,822	
total				13,448		470				772		27	14,717	3.50%
Two Aggregated Groups (separate calculations for SC and PBO)														
5	3.50%	0.842	10,000	8,420	3.50%	295	3.94%	0.824	200	165	3.94%	6	8,886	
20	3.50%	0.503	10,000	5,022	3.50%	176	3.94%	0.462	1,200	558	3.94%	22	5,729	
total				13,448		470				719		28	14,665	3.54%
Individual Forward Rate														
5	2.24%	0.895	10,000	8,950	3.36%	301	2.24%	0.895	200	179	3.36%	6	9,436	
20	4.08%	0.450	10,000	4,498	5.56%	250	4.08%	0.449	1,200	540	5.56%	30	5,317	
total				13,448		551				719		36	14,753	3.47%
Individual Spot Rate														
5	2.24%	0.895	10,000	8,950	2.24%	201	2.24%	0.895	200	179	2.24%	4	9,134	
20	4.08%	0.450	10,000	4,498	4.08%	183	4.08%	0.449	1,200	540	4.08%	22	5,283	
total				13,448		384				719		26	14,576	3.60%
First Year Forward Rate														
5	2.24%	0.895	10,000	8,950	0.65%	58	2.24%	0.895	200	179	0.65%	1	9,188	
20	4.08%	0.445	10,000	4,488	0.65%	22	4.08%	0.450	1,200	540	0.65%	8	5,020	
total				13,448		87				719		5	14,258	3.83%

これらのアプローチにつきまして、AAA のペーパーで数値例が挙げられておりますので、こちらをざっと追いかけていこうと思います。表は上から5つのパートに分かれておりまして、一番上が伝統的なアプローチであるPBOの加重平均割引率を勤務費用と利息費用の計算にも使用した場合の数値を示しております。この例では、そのPBOの加重平均割引率は3.5%となっており、PBOのキャッシュフローが5年度と20年度に生じる前提となっております。それぞれPBOのキャッシュフローが1万という前提となっており、これらの現価を合計したもの(PBO)が13,448となっております。さらに、そのPBOに対して3.5%の利息を乗じることによって、470という利息費用が導き出されています。

勤務費用についても同様に、このPBOの加重平均割引率である3.5%を用いて、勤務費用に係るキャッシュフロー5年度200、20年度1,200を割引計算し合計して、勤務費用は772となっております。ここでは割引係数はPBOと同様に5年度0.842、20年度0.503となっており、それらを用いて当期末時点の数値を算出しています。そして翌年に生じる利息分は別計算となっておりまして、それが27となっております。

これらの要素が計算されたあと、その隣に1年後のPBOの予測値が14,717と記載されております。これは、当年度のPBO13,448、利息費用470、勤務費用772、その利息分27をすべて足したものでございます。翌年度のPBOとしてこの額が見込まれるわけですが、右端には、数理計算上の差異が生じないようにするために、その期末の割引率がどうなっている必要があるかという数値も書かれております。この場合は、同様の3.5%になります。以上が伝統的な方法でございまして。

2つめのところは、PBOと利息費用は13,448、470と同じ数字になっておりますが、勤務費用についてだけ代替的なアプローチを用いたものを示しております。3.94%とされる勤務費用の加重平均割引率を用いて勤務費用を算出したものです。ですので、1番目のところでは772だった勤務費用が719と、勤務費用の減少が見られています。

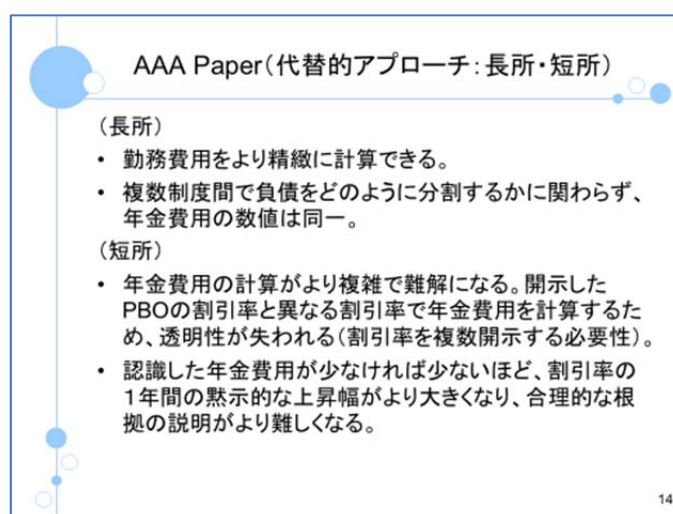
下の3つが、勤務費用に加えて利息費用についても代替的なアプローチを用いたものです。上から3つめのところが、期間ごとのフォワードレートを用いたもので、先ほど説明させていただきました①のアプローチです。上から4つめが期間ごとのスポットレートを用いたもので、②のアプローチです。一番下が、初年度のレートを用いるもので、③のアプローチです。

それぞれ利息費用を見ていきますと、期間ごとのフォワードレートを用いた①のアプローチでは、551

となっております。伝統的な方法で計算した 470 より増加している形になります。ただし、勤務費用の減少もございますので、トータルの翌年度の PBO の見込値は 14,753 となっております、伝統的な方法で計算したものと大きな差はありません。すなわち、翌年度に期待される、数理計算上の差異を生じさせない割引率はあまり変わらないという結果になっています。

一方、上から 4 つめの、期間ごとのスポットレートを用いた②のアプローチでは、利息費用は 384 となっております。こちらは、伝統的な方法で計算した 470 より低下してしまっていて、その分、翌期の PBO の見込値は 14,576 と減少しています。これは、翌年度に期待される、数理計算上の差異を生じさせない割引率が上昇することが前提となっているということでございます。

一番下の、初年度のレートを用いる③のアプローチでは、利息費用が 87 と大幅に減少しています。その結果、翌年度の PBO の見込値も 14,258 と大幅に低下しています。これは、数理計算上の差異を生じさせないようにするためには、翌年度に割引率が大幅に上昇していることが必要ということを示しております。



AAA Paper(代替的アプローチ:長所・短所)

(長所)

- 勤務費用をより精緻に計算できる。
- 複数制度間で負債をどのように分割するかに関わらず、年金費用の数値は同一。

(短所)

- 年金費用の計算がより複雑で難解になる。開示した PBO の割引率と異なる割引率で年金費用を計算するため、透明性が失われる(割引率を複数開示する必要性)。
- 認識した年金費用が少なければ少ないほど、割引率の 1 年間の黙示的な上昇幅がより大きくなり、合理的な根拠の説明がより難しくなる。

14

AAA の報告書では、これらの代替的アプローチにつき長所と短所が挙げられていますので、そちらを紹介させていただきます。まず、長所につきましては、勤務費用をより精緻に計算できるということがあります。勤務費用の発生タイミングに則した計算となっているということで、精緻だとされています。もう一つの長所が、複数制度間で負債をどのように分割するかにかかわらず、年金費用の数値は同一となるということです。複数の退職給付制度を有している場合に、仮に PBO の加重平均割引率を基に勤務費用・利息費用を算出した場合、その PBO の加重平均割引率の取り方、その制度間の分け方をどのようにするかによって、勤務費用・利息費用がどうなるかが影響を受けてしまいます。しかし、これらの代替的なアプローチを用いれば、年金費用の数値はどのような分け方をしたとしても同一となるということがメリットとされています。

一方、短所ですが、こちらは、年金費用の計算がより複雑で難解になるということです。具体的には、開示した PBO の加重平均割引率と異なる割引率で年金費用を計算するため、透明性が失われるという側面があることも短所として挙げられています。すなわち、割引率を、PBO 計算用の割引率だけではなくて、勤務費用計算用の割引率や、利息費用計算用の割引率などというように、複数開示する必要性が生じてくるというわけです。

もう一つですが、これも先ほど利息費用の①～③のところの説明させていただいておりますが、認識した年金費用が少なくなればなるほど、割引率の 1 年間の含意された上昇幅がより大きくなります。ですので、合理的な根拠の説明がより難しくなってくるということになります。以上が、AAA のペーパーで説明さ

れていることの概略です。

引き続き、これから、各国の基準において勤務費用・利息費用がどのように記載されているかということと、これらの代替的アプローチの適用の可否について検討していきたいと思えます。

米国基準(会計基準の記載)

- The service cost component of net periodic pension cost is the actuarial present value of benefits attributed by the plan's benefit formula to services rendered by employees during the period. The service cost component is conceptually the same for an unfunded plan, a plan with minimal funding, and a well-funded plan.
- The interest cost component of net periodic pension cost is interest on the projected benefit obligation, which is a discounted amount. Measuring the projected benefit obligation as a present value requires accrual of an interest cost at rates equal to the assumed discount rates.

15

まずは、米国基準です。こちらで会計基準がどのように記載されているかといいますと、年間の年金コストの勤務費用部分は、制度の給付算定式に基づいた、当期の従業員の勤務の対価となる給付の数理的な現在価値であるというようなことが記されています。利息費用につきましては、年金費用の利息費用相当部分については、PBOの利息相当分だというように記されております。

米国基準(代替的アプローチの適用可否の検討)

- 勤務費用と利息費用の計算について、期間毎のスポットレートを適用して計算する方法はスポットレートアプローチ(SRA)と呼ばれる。
- SECスタッフは「SRAへ変更する企業に対して反対しない」、「この影響を、見積りの変更又は会計方針の変更と区分できない見積りの変更のどちらかとして、将来に向かって会計処理する」と述べたとされる。

16

代替的アプローチが適用可能かどうかという点につきましては、まず、勤務費用と利息費用の計算に、期間ごとのスポットレートを適用して計算する方法、これは先ほどの資料で②の代替的アプローチですが、この方法はスポットレートアプローチ(SRA)と呼ばれているようです。SECスタッフは、「このスポットレートアプローチに変更する企業に対して反対しない」、また、スポットレートアプローチに変更することの影響については、「見積りの変更又は会計方針の変更と区分できない見積りの変更のどちらかとして、将来に向かって会計処理する」と述べたとされています。

このとおり、スポットレートアプローチに変更することが認められているという環境もございまして、米国におきましては、このスポットレートアプローチに変更する企業が、相応に見られると言われております。なぜ、これに変更するかという点につきましては、先ほど幾つか長所・短所を挙げさせてもらいましたが、やはり基本的には、年金費用を大きく削減できるという効果を期待している企業が多いようです。

国際基準(会計基準の記載)

- Net interest on the net defined benefit liability (asset) shall be determined by multiplying the net defined benefit liability (asset) by the discount rate specified in paragraph 83, both as determined at the start of the annual reporting period, taking account of any changes in the net defined benefit liability (asset) during the period as a result of contribution and benefit payments.

17

では続きまして、国際基準について、利息に関する部分の記載を見ていきたいと思います。国際会計基準(IFRS)では、確定給付負債又は資産の純額に対する利息純額というものをを用いるのですが、これらは、確定給付負債又は資産の純額に年度当初に決定された割引率を乗じることによって決定されるというようなことが書かれています。

国際基準(代替的アプローチの適用可否の検討)

- 国際基準では、確定給付負債(資産)の純額に割引率を乗じて利息純額を算定する(制度資産に割引率を乗じて利息収益を算定する)こととされており、SRAをどのように適用するかについては議論がある。

18

国際基準では、制度資産から生まれる利息収益を算定するに当たっては、期待運用収益率を使うのではなくて、恣意性の排除などの観点も含めて、割引率を乗じて算定するよう改正されています。このような環境でありますので、このスポットレートアプローチを適用しようとした場合に、どのように適用するかについては議論があるものと考えられます。

日本基準(会計基準の記載)

(「退職給付に関する会計基準」)

- 勤務費用は、退職給付見込額のうち当期に発生したと認められる額を割引いて計算する。
- 利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する。

(「退職給付に関する会計基準の適用指針」)

- 勤務費用の計算においては、期首時点で当期の勤務費用を計算する手法を用いる。
- 利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算することを原則とするが、期中に退職給付債務の重要な変動があった場合には、これを反映させる。

19

最後に、日本基準における記載をおさらいさせていただきます。退職給付に関する会計基準におきましては、勤務費用は、退職給付見込額のうち、当期に発生したと認められる額を割引いて計算するとされています。利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算するとされています。また、適用指針においては、勤務費用の計算においては、期首時点で当期の勤務費用を計算する手法を用いるとされています。また、利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算することを原則とするが、期中に退職給付債務の重要な変動があった場合には、これを反映させるものとされています。

日本基準(代替的アプローチの適用可否の検討)

- 勤務費用の計算について、「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」にSRAの計算式が例示されている。
(⇒イールドカーブ直接アプローチの計算式)
- 利息費用の計算について、「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」にSRAの計算式が例示されていない。
(⇒2012年の日本基準・国際基準のコンバージェンスに伴う「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の全文改定の際、SRAの計算式は例示しないこととした。)

20

代替的アプローチの適用可否の検討ですが、まず、勤務費用の計算につきましては、退職給付会計に関する数理実務ガイダンスにスポットレートアプローチの計算式が例示されております。こちらは、イールドカーブ直接アプローチの計算式を示す部分で例示がされているということになります。ですので、基本的には、国内においては、この代替的なスポットレートアプローチの手法が用いられた計算が、多く出回っているだろうと推測されます。

利息費用につきましては、退職給付会計に関する数理実務ガイダンスには、スポットレートアプローチ(SRA)の計算式は例示されておりません。これに関しまして、2012年の日本基準と国際基準のコンバージェンスに伴い、退職給付会計に関する数理実務ガイダンスの全文改定が行われておりますが、その際に、検討の結果、スポットレートアプローチ(SRA)の計算式は例示しないこととされています。

こちらにつきましては、その検討の過程において、利息費用についての会計基準の定めである「期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する」という記述と、このスポットレートアプローチの整合性も検討

した上で、結果的に計算式は例示しないこととしたということです。私からは以上です。

堀田 ありがとうございます。ちょっと補足させていただきます。このAAAのイシューブリーフは2015年に出たものなので少し前の話になってしまうのですが、このような内容をタイムリーに紹介するというのもわれわれの部会の役目かと思っています。今回このような機会ができましたので、それがかなってよかったと思います。もうすでにお読みという方も多いと思うのですが、このような情報を発信するというのも部会の機能としては重要なのかと考えています。

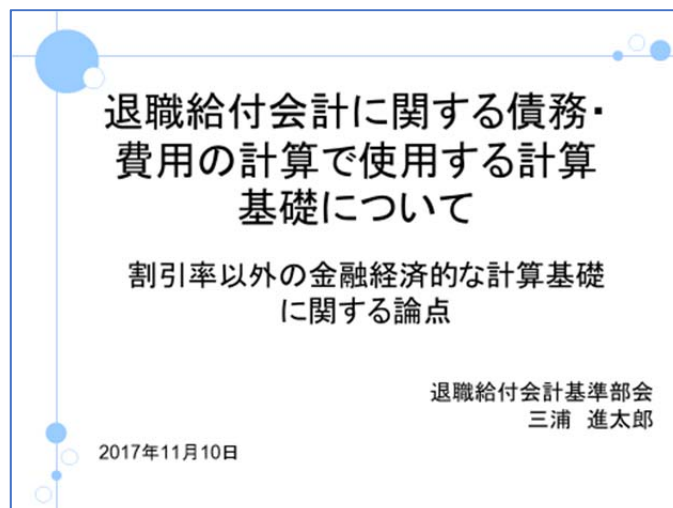
米国基準のところは、実態、このようになっているということです。これはいいと思うのですが、IFRSに関して言えば、結局、制度資産の方に何を乗じるかという議論になるので、単一レートに乗じる以外の方法はなかなか難しいのではないかとあります。実際、どのような対応を取っているかはまちまちだと思うので何とも言えないのですが、困難性があるということをお話しましたということです。

日本基準に関しては、数理実務ガイダンスを出したのは2012年なので、少なくとも勤務費用に関しては、AAAのイシューブリーフの内容が入っていたわけですから、ある意味、アメリカよりも先んじてやっていたということになります。

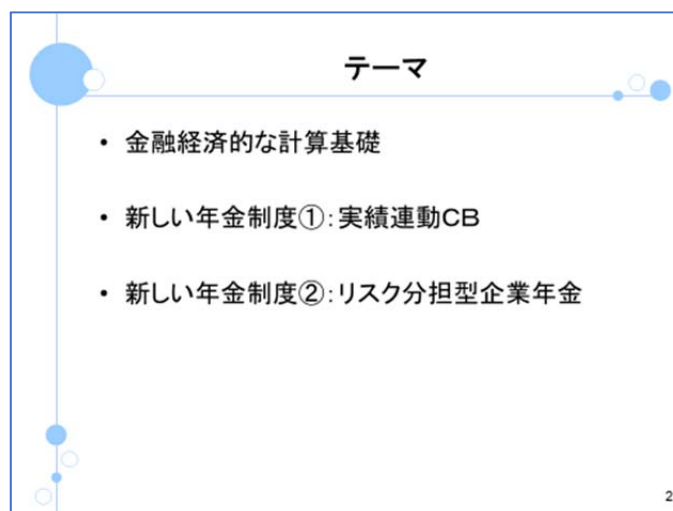
利息費用の計算についても、見ていただいたとおりこのような議論はありました。そこでの判断において大きかったことは、先ほど本多さんもおっしゃっていましたが、退職給付に関する会計基準の「利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する」との記述でそのように読めるかということだったと思います。

このような状況で、スポットレートアプローチの計算式が例示されていないのをどうすべきなのかということは、私の立場としては悩ましいと思っているところなのですが、今後、このようなお話が広がれば、数理実務ガイダンスへの記載について少し検討する必要があるかというようにも考えます。

ここまでが割引率のお話で、次が、割引率以外の金融経済的な計算基礎に関する論点ということで、三浦さんにお話をしてもらおうと思います。今、割引率については、米国でこのような実務があるというお話を、IFRSと日本基準でこのような考えができるということをおし上げたのですが、これ以降については、あくまで退職給付会計に関する数理実務ガイダンスのお話をしたいと思っています。ですので、断りが無い限り、基本的には日本基準のお話だと思ってください。日本基準のお話ですので、そのままIFRSに使えるかどうかということに関しては、はっきり申し上げられないので、そこはご留意いただきたいと思います。それでは、三浦さん、お願いします。



三浦 私からは、割引率以外の金融経済的な計算基礎に関する論点についてお話しさせていただきます。退職基準会計部会の三浦と申します。どうぞよろしくお願いたします。



まず、テーマは3つありまして、最初に金融経済的な計算基礎の内容について、数理実務ガイダンスに書かれている内容を確認いたします。その後、新しい年金制度ということで、①はそれほど新しくないのかもしれないのですが、実績連動キャッシュバランスプランです。実績連動CBは2014年に導入可能になりました。その計算基礎、いわゆる予想再評価率の設定に関する論点をご紹介します。2つめが、2017年1月に導入可能になったリスク分担型企業年金についての論点でございます。こちらは、会計上、一般的には確定拠出型ということになるかと思いますが、自動的に確定拠出型というわけではなく、その導入方法等によっては、確定給付型として判定される可能性もあるということでございますので、そのような場合に、退職給付債務の計算方法についてどうするか、計算基礎をどうするかということを検討する必要があるかと思っております。今回は、この新しい年金制度、リスク分担型企業年金についても、論点として紹介させていただければと思います。

金融経済的な計算基礎

金融経済的な計算基礎

- 割引率
- 給付改定の予想
- 予想昇給率のうちベースアップに相当する部分
- ポイント制におけるポイント単価の予想
- キャッシュ・バランス・プランにおける予想再評価率

退職給付会計に関する数理実務ガイダンス

3.1 計算基礎の分類

①金融経済的な計算基礎
 割引率、給付改定の予想、予想昇給率のうちベースアップに相当する部分、ポイント制におけるポイント単価の予想、キャッシュ・バランス・プランにおける予想再評価率が含まれる。
 金融経済的な計算基礎は、退職給付債務の計算対象となる支払い見込み期間の全体を対象として、市場のデータや、市場関係者間で共有されている予測数値などを参考にして設定する。
 金融経済的な計算基礎は、他の金融経済的な計算基礎との整合性に留意して設定する。

3

まずは、金融経済的な計算基礎の確認でございますけれども、数理実務ガイダンスには5つ挙げられており、割引率と給付改定の予想、予想昇給率のうちベースアップに相当する部分、ポイント制におけるポイント単価の予想、キャッシュバランスプランにおける予想再評価率が含まれるとされています。これらの金融経済的な計算基礎は、「退職給付債務の計算対象となる支払い見込み期間の全体を対象として、市場のデータや市場関係者間で共有されている予測数値などを参考にして設定する」とされております。

一番下に赤字で書きましたけれども、「金融経済的な計算基礎は、他の金融経済的な計算基礎との整合性に留意して設定する」という記載がされておりますので、設定に当たっては、その他の金融経済的な計算基礎の設定方法との整合性に十分留意する必要があるということでございます。

新しい年金制度①:実績連動CB

実績連動CBの概要

	加入中	受給中
再評価率	積立金の運用利回りの実績	
下限	通算で0以上	下限予定利率

会計上の取扱い

企業が追加的な掛金拠出義務を負う退職給付制度
⇒ 確定給付型

4

それでは、1つめの新しい年金制度、実績連動CBですけれども、皆さんご存じかとは思いますが、まず概要について簡単に説明いたします。こちらは、いわゆる再評価率が積立金の運用利回りの実績ということで、給付額が運用実績に連動するような仕組みでございます。再評価率には下限が設けられており、加入中であれば、通算で0以上、いわゆる元本保証でありますし、受給中であれば下限予定利率になります。実績がこの下限を下回るようなケースですと、当然、追加の掛金拠出が必要になる制度でございますので、会計上の取扱いについては、企業が追加的な掛金拠出義務を負う退職給付制度、すなわち確定給付型として取り扱われるということでございます。

再評価率に用いる率

確定給付企業年金法施行規則 第二十九条

令第二十四条第四項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、同条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用いて給付の額を計算する場合にあっては、次の各号のいずれの率に基づき再評価を行う場合でも、当該再評価後の累計額が、当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回ってはならない。

- 一 定率
- 二 国債の利回りその他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの
- 三 積立金の運用利回りの実績
- 四 前三号に掲げる率を組み合わせたもの
- 五 前三号に掲げる率にその上限又は下限を定めたもの

確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈) 第3.3

規則第29条第1項第2号に「その他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

- ①給付者において作成する年平均の全国消費者物価指数
- ②厚生労働省において作成する年平均の賃金指数
- ③規則第80条第3項第1号又は第2号に掲げる有価証券指標

確定給付企業年金法施行規則 第八十条 第三項

令第四十四条第二号へ(2)に規定する厚生労働省令で定める有価証券指標は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 東証株価指数
- 二 Russell/Nomura Prime インデックス

5

続きましてこちらはご参考で、再評価率に用いる率でございますけれども、施行規則に記載がありまして、①定率、②国債の利回りその他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの、③積立金の運用利回りの実績、④は①～③の組み合わせ、⑤は①～③の組み合わせに上限・下限を定めたものとあります。法令解釈には「その他の客観的な指標」の例示がされており、年平均の全国消費者物価指数、年平均の賃金指数、有価証券指標の3つが掲げられています。この有価証券指標というものについては、施行規則に東証株価指数とラッセル野村プライムインデックスのいずれかに該当するものという記載がされております。

実績連動CBの債務評価に関する論点

退職給付会計に関する数理実務ガイダンス

3.6 キャッシュ・バランス・プランの予想再評価率

適格DB 制度におけるキャッシュ・バランス・プランでは、定率、国債の利回り、賃金指数、物価指数など、あるいはそれらの組合せの指標を用いて再評価率が規定される。また、年金額について同様の指標によって額の改定を行うこととしている制度もある。このような制度については、予想再評価率を計算基礎として設定する。

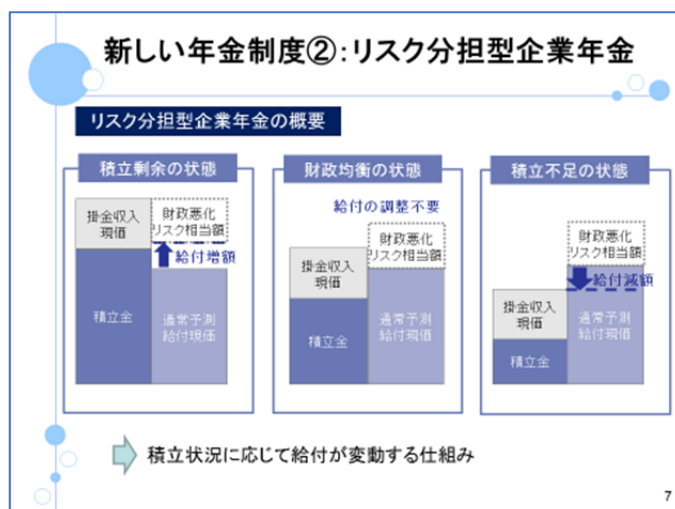
➤ 実績連動CBの予想再評価率(および有価証券指標を用いたCBの予想再評価率)は、「他の金融経済的な計算基礎との整合性」の観点でいえば、長期期待運用収益率との関係に留意すべきか

6

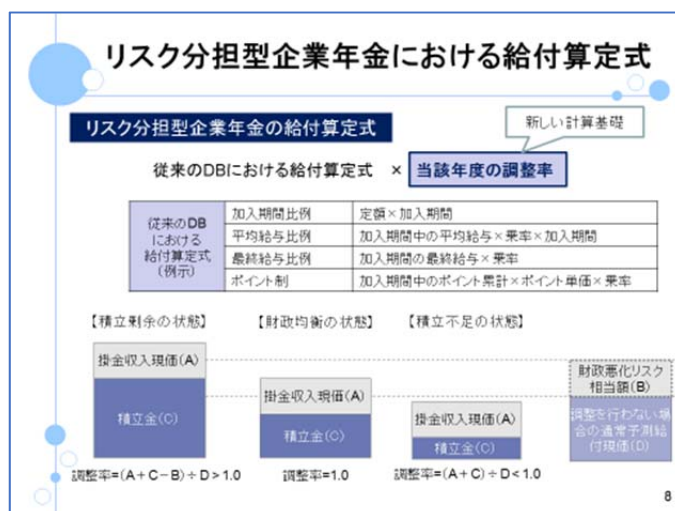
それでは、実績連動CBの債務評価に関する論点でございますけれども、重要なポイントは予想再評価率をどう設定するかということになるかと思えます。ここに数理実務ガイダンスを抜粋しましたけれども、設定方法に関するそれほど具体的な記載はありません。

これに関する論点で、一番下に書きましたけれども、実績連動CBの予想再評価率ですね。有価証券指標を用いたCBも同様ですけれども、他の金融経済的な計算基礎との整合性がありますので、その観点からは、長期期待運用収益率との関係に留意すべきではないかということが論点として挙げられるかと思えます。長期期待運用収益率は、過去の運用実績や運用方針、市場の動向等を考慮して設定するとされておりますし、一般的には、金融経済的な計算基礎と考えられます。この実績連動CBの再評価率というものは、積立金の運用利回りと大きく関連すると思えますので、予想再評価率の設定に当たっては、この長期期待運用収益率をどう設定しているかといったこととの整合性について十分留意すべきではないかということが、

この実績連動 CB に関する論点として挙げられるかと考え、今回記載いたしました。実績連動 CB に関する論点については以上です。



続きまして、新しい年金制度②のリスク分担型企業年金です。ご存じの部分があるかと思いますが、概要を記載いたしました。リスク分担型企業年金は、積立状況によって給付が変動する仕組みでありますけれども、積立状況が真ん中の「財政均衡の状態」の範囲内であれば、給付の調整は不要、つまり給付の調整がないということです。左の「積立剰余の状態」にあれば、給付増額になる。一方、右の「積立不足の状態」にあれば、給付減額になる。このような形で、積立状況によって給付が変動する仕組みでございます。掛金については、一般的には掛金率は固定されます。ですので、積立不足になったとしても、追加の掛金拠出というものはありません。掛金の追加拠出がないという点で、先ほどの実績連動 CB とは異なっているということでございます。



このページでは、リスク分担型企業年金における給付算定式を示しています。給付算定式については、従来のDBにおける給付算定式に当該年度の調整率を掛けるということでございます。ですので、この新しく出てきた調整率は計算基礎として考えることができます。現行のDBからリスク分担型に移行するということなところだと、現行の給付算定式、これにはポイント制や最終給与比例などいろいろあるかと思うのですが、それはそのまま引き継いで、そこに調整率を掛ける形でリスク分担型企業年金の給付算定式とするということでございます。

この調整率については、下段のところに記載いたしましたけれども、積立状況によって変わってきます。

真ん中の「財政均衡の状態」であれば、調整率は1.0です。左側の「積立剰余の状態」であれば、1.0より大きくなる。右側の「積立不足の状態」であれば、1.0より小さくなる。

リスク分担型企業年金の会計上の取扱い

実務対応報告第33号
リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い

会計上の退職給付制度の分類

3. リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、規約に定められた標準掛金相当額(給付に要する費用に充てるため、事業主が将来にわたって平均的に拠出する掛金に相当する額、以下同じ。)、特別掛金相当額(年金財政計算における過去勤務債務の額に基づき計算される掛金に相当する額、以下同じ。)、及びリスク対応掛金相当額(財政悪化リスク相当額に対応するために拠出する掛金に相当する額、以下同じ。)の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類する。
4. 前項以外のリスク分担型企業年金は、退職給付会計基準第5項に定める確定給付制度に分類する。
5. 退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金については、直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合、本実務対応報告第3項及び第4項に従い、会計上の退職給付制度の分類を再判定する。

20. ……また、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っているか否かの判断にあたって、リスク分担型企業年金における給付額の減額調整に対応して、企業がリスク分担型企業年金以外の退職給付制度における給付額を増額する義務を負う場合、企業に追加的な負担が求められるため、当該給付額を増額する義務を考慮する必要がある。

会計上の確定給付制度に分類される可能性がある
その場合、「調整率」を退職給付債務の計算にどのように反映させるか(計算基礎としてどのように設定するか)検討する必要がある

次にリスク分担型企業年金の会計上の取扱いでございます。実務対応報告にリスク分担型企業年金の会計上の分類が記載されております。第3項の下に赤字で書いておりますけれども、「企業が当該掛金相当額——これは標準掛金相当額、特別掛金相当額、リスク対応掛金相当額ですね——の他に、拠出義務を実質的に負っていないものは、確定拠出制度に分類する」とされています。ですので、これはリスク分担型企業年金を導入する目的でもあるかと思うのですが、一般的にリスク分担型企業年金は確定拠出制度に分類されるということになります。

しかし、実務対応報告の第5項には、「直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合、会計上の退職給付制度の分類を再判定する」と書かれています。ですので、確定拠出型に分類されていても、その分類に影響を及ぼすようなことが起きた場合には再判定ということになりますので、ここで確定給付型になる可能性もあるかと思われます。

さらに、実務対応報告の第20項には、「企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っているか否かの判断にあたって、リスク分担型企業年金における給付額の減額調整に対応して、企業がリスク分担型企業年金以外の退職給付制度における給付額を増額する義務を負う場合、企業に追加的な負担が求められるため、当該給付額を増額する義務を考慮する必要がある」という記載があります。退職金制度のいわゆる内枠といった形でリスク分担型企業年金を導入した場合には、そのリスク分担型企業年金の給付が減少した部分に対して、退職一時金部分から補てんするという形になることが考えられます。そのような場合については、確定給付型に分類される可能性があるということです。

このように、リスク分担型企業年金は自動的に確定拠出型というわけではなくて、その導入方法によっては確定給付型という可能性もありますので、その場合、先ほどの調整率というものを、退職給付債務の計算にどう反映するか、つまり計算基礎としてどう設定するかということを検討する必要があるのではないかと考えました。

リスク分担型企業年金の債務評価に関する論点 ～調整率の分類～

退職給付会計に関する数理実務ガイダンス

3.3 給付改定の予想

給付改定は、適格DB 制度における制度運営上の取扱いとしては、制度変更にあたるものが過半数である。

会計基準第12 項では、「過去勤務費用」とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分をいう。なお、このうち当期純利益を構成する項目として費用処理されていないものを「未認識過去勤務費用」という。」とされている。

例えば、退職給付の規定が何らかの指数等に連動して改定されることについて取り決めがある場合や、何らかの理由で規程を変更して退職給付が改定されることが推定される場合には、計算基礎として給付改定の予想を用いて、これを退職給付債務の計算に織り込み、実際の給付改定との違いの影響は数理計算上の差異とする方法が考えられる。

給付改定の予想を用いる場合は、金融経済的な計算基礎であることが多いと考えられる。

➡ リスク分担型企業年金の債務評価にあたり、調整率を「給付改定の予想」として計算することが考えられる

10

ここからリスク分担型企業年金の債務評価に関する論点でございます。まずは調整率の分類の問題があります。調整率は、計算基礎としてどこに分類されるかですが、数理実務ガイダンスにおける「給付改定の予想」に該当するのではないかということです。

数理実務ガイダンスの「給付改定の予想」の赤字で記載しているところをごらんいただきますと、「例えば、退職給付の規定が何らかの指数等に連動して改定されることについて取り決めがある場合や、何らかの理由で規程を変更して退職給付が改定されることが推定される場合には、計算基礎として給付改定の予想を用いて、これを退職給付債務の計算に織り込み、実際の給付改定との違いの影響は数理計算上の差異とする方法が考えられる」とあります。このリスク分担型企業年金の調整率は、年金資産の積立状況に連動して改定されるものですので、リスク分担型企業年金の債務評価に当たっては、調整率を「給付改定の予想」として織り込んで計算をし、実際との違いは数理計算上の差異として処理するのがいいのではないかと思います。

リスク分担型企業年金の債務評価に関する論点 ～調整率の推移予想～

(例)
調整率が1.0を下回った場合の推移予想

<主な前提>

- ・ 定常状態を仮定。掛金は標準掛金のみ
- ・ シミュレーションスタート時点の調整率0.9
- ・ 予定利率2%、運用利回り2%

➡ 標準掛金は調整率1.0ペースでの拠出となっているため、運用利回り=予定利率の場合、調整率は1.0に近づくことが予想される

11

それでは、次の頁をごらんください。リスク分担型企業年金の債務評価に関しては、調整率をどのように設定するかという論点があるかと思います。現実的には、適用されている調整率を用いることが自然かとは思いますが、この調整率の特性といったものをしっかり踏まえて設定することが望ましいのではないかと思います。

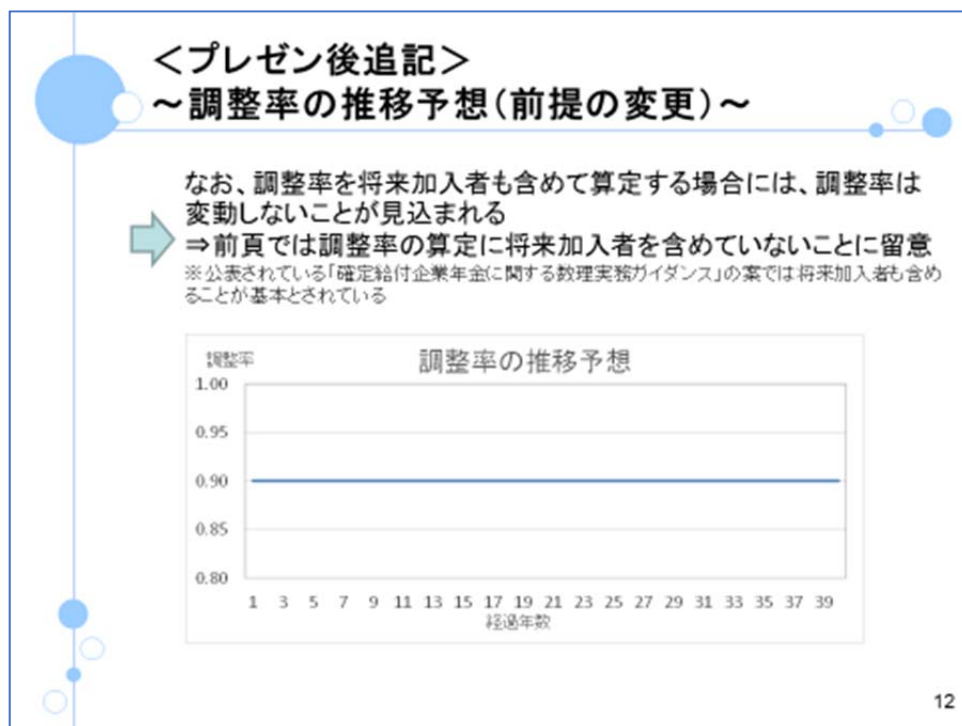
調整率が1.0であれば、特段大きな問題ないかと思うのですが、今回、1.0を下回った状態を想定して、簡単なシミュレーションをしてまいりました。ここでは、非常に粗い前提を置いてまして、リス

ク分担型企業年金導入後、しばらく経過し、標準掛金だけの定常状態を仮定しています。あるときに、調整率が 0.9 になったというところがございます。その後、予定利率 2%、運用利回り 2% で推移したという前提をおいて計算をしてみました。

この調整率が 0.9 になった状態から、その後、定常状態を仮定すると、だんだん 1 に近づいていくような状況があることが見て取れました。この経過年数というものは、当然、制度の内容などによって近づいていくペースは変わってくるかと思うのですが、そのような傾向にあるかというように分かりました。

理由としては、リスク分担型企業年金では、掛金率を変えませんので、基本的に標準掛金というものは変わらない。この標準掛金はそもそも調整率 1.0 ベースですね。最初、計算したときには、1.0 ベースでの拠出になっておりますので、その後の運用利回りが予定利率と同じように、つまり予定どおり運用された場合、給付の方は最初 0.9 ベースな一方、掛金は 1.0 ベースで入ってきますので、積立比率はだんだん 1.0 に近づいてくる。そういうことが原因なのではないかと考えました。

プレゼン後追記



調整率を将来加入者まで含めて算定する場合には、調整率は変動しないことが見込まれます。プレゼン時の内容では調整率の算定に将来加入者を含めていませんので、ご注意ください。

リスク分担型企業年金の債務評価に関する論点

- 調整率を「給付改定の予想」として計算することが考えられる
- 調整率の予測値として、適用されている調整率を使用することが考えられるが、調整率が1.0を上回っている場合、または、下回っている場合は、予測値と実績値が乖離しやすい
- 調整率の段階的引き上げ、引き下げを適用している場合の予測値

13

最後ですけれども、リスク分担型企業年金の債務評価に関する論点を3つまとめました。

1つめが、調整率を給付改定の予想として計算することが考えられるということです。調整率は、いわゆる過去勤務費用ではなくて、予想として織り込んで、違いは数理計算の差異として処理するというような形が考えられるかと思います。

2つめは、調整率の予測として、適用されている調整率を使用することが考えられますけれども、調整率が1.0を上回っている場合、または下回っている場合は、予測値と実績値が乖離しやすい状況になることが考えられます。この辺は、調整率の特性をきちんと理解して設定することが望ましいかと思います。

最後に、調整率の段階的引き上げ、もしくは引き下げをしている場合の予測値でございますけれども、実際には、変動を緩和するという意味で、調整率の段階的引き上げ・引き下げをするケースも一定程度あるのではないかと思います。仮に段階的引き下げを行ったようなケースでは、確定給付企業年金の規約上には段階的引き下げ期間の調整率が明記されることとなります。例えば、5年間であれば、5年後の調整率まで明記することとなりますので、その分についても退職給付債務の計算について織り込むことは考えられるのではないかと思います。

ただ、段階的な方法を使っても、毎年、調整率というものは見直しますので、いずれにしても、1.0を下回っている、上回っているような状況ですと、数理上の差異が発生しやすいということはあるのかと思います。

以上で、割引率以外の金融経済的な計算基礎に関する発表を終わります。

堀田 三浦さん、ありがとうございます。リスク分担型企業年金に関しては、会計でどうするかということについていえば、実務対応報告が出ていまして、そこに書いてある内容に従うと、企業が掛金相当額の外に拠出義務を実質的に負っていないものであれば、DCの処理をしろということになっているのです。

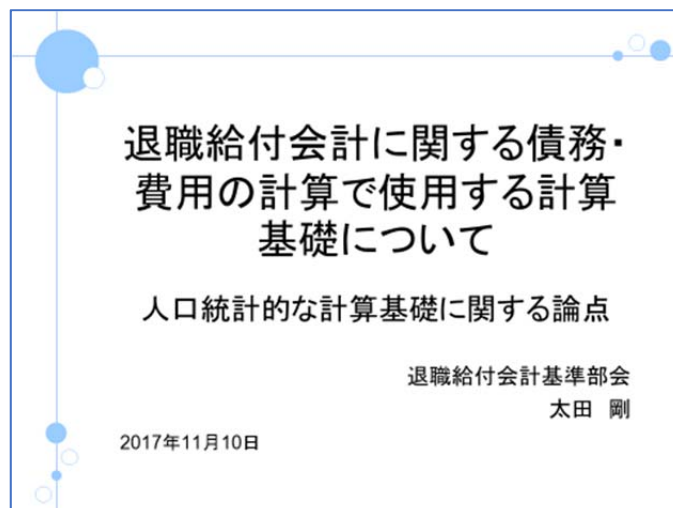
ですが、実は結構微妙な問題を含んでいるところかと思っていまして、結論の背景の第20項の途中までご紹介いただきましたけれども、掛金相当額の外に拠出義務を実質的に負っているか否かの判断に当たって、これは内枠でやるような制度を想定しているのかもしれないですけれども、リスク分担型企業年金以外の退職給付制度における給付額を増額する義務を負う場合は、その義務を考慮しなければいけないということが書かれている。そのあとには、拠出義務を実質的に負っているか否かを判断する基準については示さないとやっている。このような内容が、実務的にはなかなか苦しいところがあるという感じがします。

第 21 項を見ると、DB に分類された場合には大した問題はないというようなトーンで書いてあり、第 22 項では、このリスク分担型企業年金の実務対応報告は、全体的に DC の会計処理をすることを前提としているので、分類の再判定をした結果、DB と判定された場合についての会計処理は今回は示さないと言っているわけですね。

そのような状況を考えると、会計の取り扱いがどうなるのかということはずごく悩ましいところで、われわれの数理実務ガイダンスはこのような状況をどうカバーするかということ言えば、今の実務対応報告の建て付けだと、リスク分担型企業年金に関しては多分何もできないのだろうと思っはいるのですが、一方で、先ほどの第 22 項のところを見ると、「今後の運用状況等も勘案し、必要に応じて検討する」などということが書かれているので、実際に分類の再判定のようなことが起こって、また DB に戻った場合には、会計処理を再度検討するということになるのでしょうから、そうなるわれわれの方も、何らかの検討をしなければいけないということになります。今日の内容は、それに向けての頭の体操といったようなものと思っただければと思います。

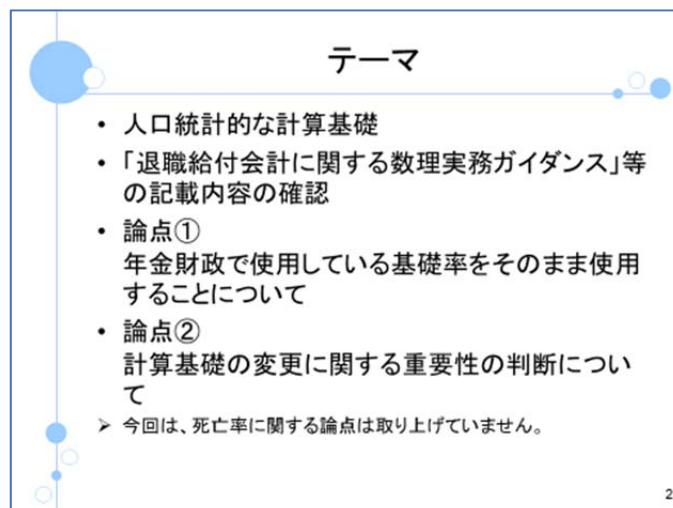
2012 年に数理実務ガイダンスが出て以降の新しい企業年金として実績連動 CB とリスク分担型企業年金を取り上げて、それらには割引率以外の金融経済的な計算基礎といったものの考え方が恐らく必要だろうということで、今回この二つのテーマを取り上げました。

それでは、最後に、人口統計的な計算基礎に関する論点について、太田さんにお話をお願いしたいと思います。



太田 退職給付会計基準部会の太田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、人口統計的な計算基礎に関する論点ということで、先ほどのお二方は金融経済的な計算基礎に関する論点だったのですけれども、それとは少し違った観点からご紹介したいと思います。



本日、お話しする内容は、人口統計的な計算基礎に関する論点についてです。最初に、退職給付会計に関する数理実務ガイダンス等の記載内容の確認ということで、数理実務ガイダンスを中心に、適宜、会計基準や適用指針、あとはDBの実務基準も一部ご紹介したいと思っております。

その上で、本日、2つ論点を準備しております、1点目が年金財政で使用している基礎率をそのまま使用することについてです。退職給付会計の方で、年金財政で使っている基礎率をそのまま退職給付会計の計算基礎として使用しようとする場合、どのような検討を行えばよいか、こちらが1つめの論点でございます。

2つめが、計算基礎の変更に関する重要性の判断についてということで、例えば財政ですと、再決算ごとということ通常5年ごとに見直しているケースが多いかと思えます。会計の方でも、同じように5年ごとといったように、毎年見直していないケースがあると思うのですが、そのような場合にどのような検討を行えばよいかという点を論点として取り上げております。

ですので、先ほどのお二方とは違って、いずれの論点も、実務の面ですでに皆さん行われている部分かと思えますので、実務の確認的な形で聞いていただければと思います。最後に、注意書きとして記載しておりますが、今回は死亡率に関する論点は取り上げず考察の対象を絞っております。

人口統計的な計算基礎の確認(1/2)

【退職給付会計に関する数理実務ガイダンス】

3.1 計算基礎の分類

② 人口統計的な計算基礎

退職率、死亡率、一時金選択率、予想昇給率のうち年齢や経験年数との相関が見られる部分、ポイント制における予想ポイントが含まれる。

人口統計的な計算基礎は、本専門業務の対象となる集団の特性を反映するものである。それぞれの計算基礎には、当該集団の経験データを用いて推定する数理的な方法があり、本専門業務においても合理的な方法としてこれらを利用できると考えられる。これらの方法を利用しつつ、退職給付債務の計算対象となる支払い見込み期間の全体を対象として、将来の予想を行うという観点で、適正な計算基礎を推定する。

3

まず初めに、数理実務ガイダンスの確認です。人口統計的な計算基礎として、退職率、死亡率、一時金選択率、予想昇給率のうち年齢や経験年数との相関が見られる部分、ポイント制における予想ポイントということで、5つ挙げられています。本日、死亡率は取り上げないと申し上げましたので、このうち4つですね。ですが、最後のポイント制における予想ポイントにつきましては、予想昇給率に含めて考えたいと思いますので実質3点、すなわち退職率と一時金選択率と予想昇給率、この3点に絞って見ていきたいと思えます。

あと、中段の部分で、算定方法として、「当該集団の経験データを用いて推定する数理的な方法があり、本専門業務においても合理的な方法としてこれらを利用できると考えられる」ということで、通常ですと、この経験データということで、企業ごとの実績を使って算定しているかと思われます。

人口統計的な計算基礎の確認(2/2)

② 人口統計的な計算基礎(続き)

具体的には、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「厚生年金基金実務基準」及び「確定給付企業年金実務基準」の該当箇所に記載されている方法が参考になる。

また、厚生年金基金、又は、確定給付企業年金(以下、両者を併せて「適格DB制度」という。)を採用している場合には、適格DB制度の財政の目的で使用されている基礎率をそのまま本専門業務における計算基礎として使用することが考えられる。ただし、これらの基礎率は、適格DB制度における財政上の観点を重視して設定されている場合や、法令等による制約が課せられている場合がある他、本専門業務の適用対象者と適格DB制度の加入者の範囲が異なる場合があることに留意して、本専門業務における計算基礎としてそのまま使用することの妥当性について検討する。

4

こちらも実務ガイダンスの引用なのですが、具体的な算定方法としては、『厚生年金基金実務基準』や、『確定給付企業年金実務基準』の該当箇所に記載されている方法が参考になる」と記載されています。「また」以降で、「適格DB制度の財政の目的で使用されている基礎率をそのまま本専門業務における計算基礎として使用することが考えられる」と記載されています。「ただし」ということで、何点か留意点が挙げられていて、本専門業務、すなわち退職給付会計の分野で、この財政の計算基礎をそのまま使う場合には、妥当性について検討するということが記載されています。

予想昇給率(1/2)

【退職給付会計に関する数理実務ガイドンス】

3.4 予想昇給率

適用指針第28項では、「予想昇給率は、個別企業における給与規程、平均給与の実態分布及び過去の昇給実績等に基づき、合理的に推定して算定する。」とされている。

予想昇給率の設定にあたっては、本専門業務を行う対象となる退職給付において給付額算定の基礎となる給与(以下、「対象給与」という。)の特性に留意する。対象給与の特性は、例えば、次のような観点で把握する。

- 実際に支給される給与を構成するかどうか
実際に支給される給与を構成する場合、その全部か一部か
- ベースアップが自動的に反映するかどうか
- 特定の金額や特定の年齢で頭打ちとなるかどうか

5

続きまして、各計算基礎について見ていきますと、まず、予想昇給率です。冒頭に適用指針の引用がありまして、「個別企業における給与規程、平均給与の実態分布及び過去の昇給実績等に基づき、合理的に推定して算定する」とされております。

予想昇給率(2/2)

3.4 予想昇給率(続き)

日本では、予想昇給率は、対象給与の昇給が、年齢や経験年数との相関が見られる部分と、ベースアップに相当する部分から構成されると考えて推定することが適当な場合が多い。

- 年齢や経験年数との相関が見られる部分:
これは、経験の蓄積や雇用主への貢献に応じて昇給する部分などを指しているものである。対象給与のデータを基に年齢別の指数を推定することで、予想昇給率を推定する数理的な方法がある。
適用対象者数が少ないなどのために、予想昇給率を合理的に推定するための対象給与のデータを十分得られない場合は、例えば、同業種の類似企業で使用している予想昇給率、所属する業種の統計資料を基にした推定、又は、それらに対して対象給与の特性や対象給与のデータに基づく合理的な補正を行うことを検討する。
給与体系の変更等により、対象給与のデータを基にすることが適当ではない場合は、給与体系の変更内容や昇給モデルなど、十分な情報収集を行った上で予想昇給率を設定する。
(以下、省略)

6

次のページです。中段の部分、下線を引いた部分なのですが、「対象給与のデータを基に年齢別の指数を推定することで、予想昇給率を推定する数理的な方法がある」ということで、一般的には、企業ごとに年齢別の平均給与を算定して、それを基に推定しているのではないかと思います。

退職率

【退職給付会計に関する数理実務ガイドンス】

3.7 退職率

適用指針第26項では、「退職率とは、在籍する従業員が自己都合や定年等により生存退職する年齢ごとの発生率のことであり、在籍する従業員が今後どのような割合で退職していくかを推計する際に使用する計算基礎である。」とされている。

退職率は、例えば、入社後数年の退職率が高く、その後の定着率が高い場合など、勤務期間ごとの発生率を用いることが適切な場合がある。

適用対象者の経験データを基に退職率を推定する数理的な方法がある。
適用対象者数が少ない、会社設立後の年数が短いなどのために、退職率を合理的に推定するための経験データを十分に得られない場合は、例えば、同業種の類似企業で使用している退職率、所属する業種の統計資料を基にした推定、又は、それらに対して適用対象者の経験データを基に合理的な補正を行うことを検討する。

7

続きまして、退職率ですね。こちら中段の部分に下線を引いてありますが、「適用対象者の経験データを基に退職率を推定する数理的な方法がある」ということで、退職率につきましても、経験データ、すなわちその企業の過去の退職者の実績を基に推定しているのではないかと思います。

Slide 8: 一時金選択率(1/2)

【退職給付会計に関する数理実務ガイダンス】

3.9 一時金選択率

年金による給付について一時金選択が認められている場合には、計算基礎として一時金選択率を設定する。一時金選択率は、経験値を参考にして推定することが一般的である。ただし、一時金選択率の経験値は、年度ごとに相当程度のばらつきがある場合も想定されるが、計算基礎は、退職給付債務の計算対象となる支払い見込み期間の全体を対象としたものであることから、例えば、直近単年度の経験値のみを反映して毎年度の退職給付債務の計算の都度、一時金選択率を変更するような取扱いは必ずしも適切ではないことに留意する。

適格DB制度では、終身年金を支給することに代えて一時金選択を認める場合には、一時金額の計算方法が、保証期間の残存期間に関する現価相当額として規定されていることが多い。このような制度における一時金選択率は、退職給付債務や勤務費用の計算における影響が比較的大きいことに留意する。

8

続きまして、一時金選択率です。こちら第2段落に下線を引いているのですけれども、「一時金選択率は経験値を参考にして推定することが一般的である」とあります。以上のように、昇給率、退職率、一時金選択率は経験値を基に算定するということが書かれているのですけれども、一時金選択率については何点か留意点が記載されています。まずは、中段の部分、「例えば」のところ、「直近単年度の経験値のみを反映して、毎年度の退職給付債務の計算の都度、一時金選択率を変更するような取扱いは、必ずしも適切ではないことに留意する」と、留意点が挙げられております。

Slide 9: 一時金選択率(2/2)

3.9 一時金選択率(続き)

公益社団法人日本年金数理人会が定めている「厚生年金基金実務基準」及び「確定給付企業年金実務基準」では、一時金選択率は、「原則、老齢年金給付に基づき計算を行うが、一時金選択状況(一時金選択者・選択一時金額等)及びその見直しに基づき年金財政の健全性を勘案して合理的に設定すること。」とされている。このため、適格DB制度の財政の目的で使用されている一時金選択率は、保守的な設定に偏っていることが多いと考えられるので、会計上の計算基礎として、これをそのまま使用することについては十分注意すべきである。

9

その下の部分は省略いたしまして、次のページです。下段の部分ですが、「適格DB制度の財政の目的で使用されている一時金選択率は、保守的な設定に偏っていることが多いと考えられるので、会計上の計算基礎として、これをそのまま使用することについては十分注意すべきである」とされており、先ほどの退職率や昇給率とは違って、一時金選択率については十分注意すべきということが記載されています。

複数の制度を採用している場合

【退職給付会計に関する数理実務ガイダンス】

3.10 複数の退職給付制度を採用している場合の計算基礎

適用指針第23項では、「同一事業主が複数の退職給付制度を採用している場合における各計算基礎は、同一でなければならない。ただし、単一の加重平均割引率、年金資産のポートフォリオ又は運用方針等が異なる場合の長期期待運用収益率等、退職給付制度ごとに異なる計算基礎を採用することに合理的な理由がある場合は除く。」とされている。

適用指針第23項のただし書きにおける例示の他にも、例えば、同一事業主が実施している複数の退職給付制度の適用対象者の範囲が異なる場合や、一つの制度の中で何らかの区分が設けられていて、各区分の適用対象者の範囲が異なる場合には、合理的な集団毎に予想昇給率や退職率等の計算基礎を採用することを検討する。

適用対象者の範囲が同一であっても、例えば、各退職給付制度の対象給与が異なる場合には、それぞれの退職給付制度における予想昇給率を設定する。

10

次のスライドは、複数の制度を採用している場合ということで、今回の論点を考えるに当たりまして、ちょっとここも見ておきたいということで追加しております。一つの会社が、例えば退職一時金制度と確定給付企業年金制度といった複数の制度を用いている場合です。

まず、適用指針の部分が引用されていて、「同一事業主が複数の退職給付制度を採用している場合における計算基礎は同一でなければならない」とされており、「ただし」ということで、最後、下線を引いておりますが、「退職給付制度ごとに異なる計算基礎を採用することに合理的な理由がある場合は除く」とされています。

この合理的な理由がある場合の例示としまして、数理実務ガイダンスには、「例えば、同一事業主が実施している複数の退職給付制度の適用対象者の範囲が異なる場合」、例えば退職一時金とDBを実施していて、それぞれの対象者が異なる場合や、「一つの制度の中で何らかの区分が設けられていて、各区分の適用対象者の範囲が異なる場合には、合理的な集団毎に予想昇給率や退職率との計算基礎を採用することを検討する」と書かれております。また、最後の段落の部分では、『適用対象者の範囲が同一であっても、例えば、各退職給付制度の対象給与が異なる場合には、それぞれの退職給付制度における予想昇給率を設定する』といったことも書かれております。

連合型の年金基金等に加入している場合

【退職給付会計に関する数理実務ガイダンス】

3.11 連合型の年金基金等に加入している場合の計算基礎

適用指針第26項では、「退職率は個別企業ごとに算定することを原則とするが、事業主が連合型厚生年金基金制度等において勤務環境が類似する企業集団に属する場合には、当該集団の退職率を用いることができる。」とされている。

適用指針第28項では、「予想昇給率は個別企業ごとに算定することを原則とするが、連合型厚生年金基金制度等において給与規程及び平均給与の実態等が類似する企業集団に属する場合には、当該集団の予想昇給率を用いることができる。」とされている。

連合型の年金基金等に加入しているとしても、そのすべての企業の勤務環境や給与規程及び平均給与の実態が類似するとは限らないことに留意する。

11

続きまして、連合型の年金基金等に加入している場合です。先ほどまでは、どちらかという各企業が単独で年金制度を実施している場合だったのですが、今度は、複数の企業で集まって年金制度を実施している場合です。

まず、最初の部分に適用指針の引用がありまして、第 26 項で「退職率は個別企業ごとに算定することを原則とするが、事業主が連合型厚生年金基金制度等において勤務環境が類似する企業集団に属する場合には、当該集団の退職率を用いることができる」とされています。第 28 項でも、「予想昇給率は個別企業ごとに算定することを原則とするが、連合型厚生年金基金制度等において、給与規程及び平均給与の実態等が類似する企業集団に属する場合には、当該集団の予想昇給率を用いることができる」とされています。ただし、最後の部分で、「そのすべての企業の勤務環境や給与規程および平均給与の実態が類似するとは限らないことに留意する」という留意事項が書かれております。

計算基礎の変更の要否(1/2)

【退職給付に関する会計基準】
 (注8)割引率等の計算基礎に重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができる。

【退職給付に関する会計基準の適用指針】
 (その他の計算基礎の変更の要否)

32. 予想昇給率や退職率等その他の計算基礎の重要性の判断にあたっては、それぞれの企業固有の実績等に基づいて退職給付債務等に重要な影響があると認められる場合は、各計算基礎を再検討し、それ以外の事業年度においては、見直さないことができる。

(その他の計算基礎の変更の要否)

101. 予想昇給率や退職率等について、企業年金制度における財政再計算時の計算基礎の見直しがあった場合、退職給付債務の計算に反映させるようにこれらを見直すべきか、検討することが適当である(第32項参照)。

12

続きまして、計算基礎の変更の要否についてですが、最初に、会計基準の部分を確認したいと思います。「退職給付に関する会計基準」の注 8 において、「割引率等の計算基礎に重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができる」と記載されております。これに関連して、退職給付に関する会計基準の適用指針には、2つ記載があります。まず第 32 項です。「予想昇給率や退職率等その他の計算基礎の重要性の判断にあたっては、それぞれの企業固有の実績等に基づいて退職給付債務等に重要な影響があると認められる場合は、各計算基礎を再検討し、それ以外の事業年度においては、見直さないことができる」と書かれています。また、適用指針の第 101 項（結論の背景）では、「予定昇給率や退職率等について、企業年金制度における財政再計算時の計算基礎の見直しがあった場合、退職給付債務の計算に反映させるようにこれらを見直すべきか、検討することが適当である」と書かれております。

計算基礎の変更の要否(2/2)

【退職給付会計に関する数理実務ガイダンス】
 4.2 割引率以外の計算基礎の変更に関する重要性(抜粋)

適用指針第32項では、「予想昇給率や退職率等その他の計算基礎の重要性の判断にあたっては、それぞれの企業固有の実績等に基づいて退職給付債務等に重要な影響があると認められる場合は、各計算基礎を再検討し、それ以外の事業年度においては、見直さないことができる。」とされている。

このように、割引率以外の計算基礎についても、重要性の判断に基づいて、必ずしも毎年度の見直しは求められない。ただし、割引率以外の計算基礎に関する重要性の判断については、会計基準及び適用指針に数値的な基準は示されていない。

適用指針第101項(結論の背景)では、「予想昇給率や退職率等について、企業年金制度における財政再計算時の計算基礎の見直しがあった場合、退職給付債務の計算に反映させるようにこれらを見直すべきか、検討することが適当である。」とされている。

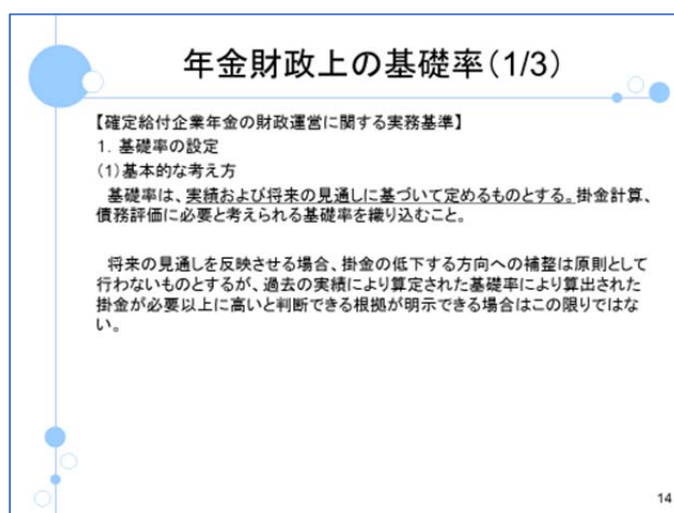
日本では、適格DB制度ではない退職給付制度の場合も、適格DB制度における財政再計算にならって、少なくとも一定年数ごとには計算基礎の見直しを行うことが一般的である。

13

これを踏まえて、数理実務ガイダンスにどのように書かれているかということですが、まず、中段の部

分、第 32 項を受けて、「割引率以外の計算基礎についても、重要性の判断に基づいて、必ずしも毎年度の見直しは求められない。ただし、割引率以外の計算基礎に関する重要性の判断については、会計基準および適用指針に数値的な基準は示されていない」と書かれております。

また、下段の部分ですけれども、第 101 項前段部分を受けて、「日本では、適格 DB 制度ではない退職給付制度の場合も、適格 DB 制度における財政再計算にならって、少なくとも一定年数ごとには計算基礎の見直しを行うことが一般的である」と述べられており、実務でも例えば 5 年ごとや 3 年ごとといったような一定の年数ごとに計算基礎を見直しているケースが多いのではないかと推測されます。



年金財政上の基礎率(1/3)

【確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準】

1. 基礎率の設定

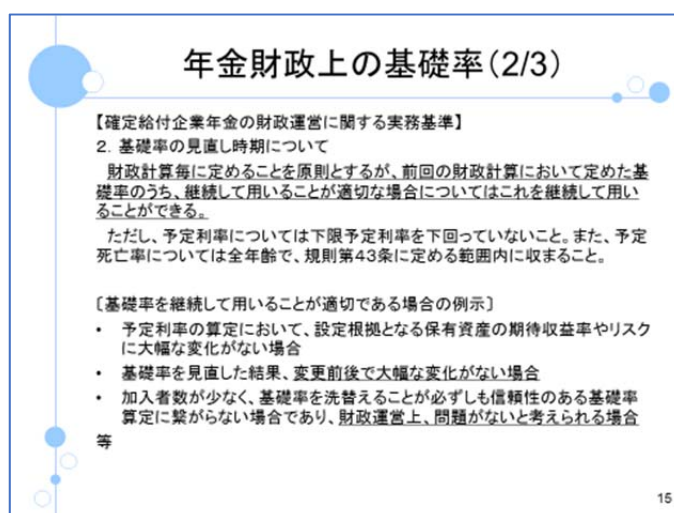
(1) 基本的な考え方

基礎率は、実績および将来の見通しに基づいて定めるものとする。掛金計算、債務評価に必要と考えられる基礎率を織り込むこと。

将来の見通しを反映させる場合、掛金の低下する方向への補整は原則として行わないものとするが、過去の実績により算定された基礎率により算出された掛金が必要以上に高いと判断できる根拠が明示できる場合はこの限りではない。

14

最後の引用の部分なのですけれども、年金財政の部分ですね。まず、確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準を少し簡単に確認しておきたいと思います。「基本的な考え方」では、「基礎率は実績および将来の見通しに基づいて定めるものとする」と書かれております。



年金財政上の基礎率(2/3)

【確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準】

2. 基礎率の見直し時期について

財政計算毎に定めることを原則とするが、前回の財政計算において定めた基礎率のうち、継続して用いることが適切な場合についてはこれを継続して用いることができる。

ただし、予定利率については下限予定利率を下回っていないこと。また、予定死亡率については全年齢で、規則第43条に定める範囲内に収まること。

【基礎率を継続して用いることが適切である場合の例示】

- 予定利率の算定において、設定根拠となる保有資産の期待収益率やリスクに大幅な変化がない場合
- 基礎率を見直した結果、変更前後で大幅な変化がない場合
- 加入者数が少なく、基礎率を洗替えることが必ずしも信頼性のある基礎率算定に繋がらない場合であり、財政運営上、問題がないと考えられる場合等

15

次のスライドで、基礎率の見直し時期ですが、「財政計算毎に定めることを原則とするが、前回の財政計算において定めた基礎率のうち、継続して用いることが適切な場合についてはこれを継続して用いることができる」と書かれております。この継続して用いることが適切である場合の例示が、こちらにも実務基準に示されています。少しご紹介しますと、2点めですね。「基礎率を見直した結果、変更前後で大幅な変化がない場合」とあります。あと、3点めですね。「加入者数が少なく、基礎率を洗い替えることが必ずしも信頼性のある基礎率算定につながらない場合であり、財政運営上、問題がないと考えられる場合」とあります。

年金財政上の基礎率(3/3)

【確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準】

3. その他留意事項

(3) その他給付に要する費用の予想額の算定の基礎となる率

②一時金選択率

原則、老齢年金給付に基づき計算を行うが、一時金選択状況(一時金選択者・選択一時金額等)及びその見通しに基づき年金財政の健全性を勘案して合理的に設定すること。

(ご参考)

「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の案(平成29年10月19日公表)

原則、老齢給付金を年金として給付することを前提に計算を行うが、一時金選択状況(一時金選択者・選択一時金額等)及びその見通しに基づき年金財政の健全性を勘案して合理的に設定すること。

16

続きまして、また、こちらも確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準なのですが、「その他留意事項」として、一時金選択率について少し記載があります。「原則、老齢年金給付に基づき計算を行うが、一時金選択状況及びその見通しに基づき年金財政の健全性を勘案して合理的に設定すること」とあります。このように、一時金選択率については、別途、留意事項ということで記載がされています。

あと、下段の部分は「ご参考」ということで、皆さん、ご案内のところかとは思いますが、DBの数理実務ガイダンスの公開草案が本年10月19日に公表されておりまして、その内容を確認しましたところ、若干表現が変わっていましたので、念のため記載しております。老齢年金給付というものが「年金として給付すること」というように、表現をより適切にした修正がされているかと思えます。ここまでが会計基準および数理実務ガイダンスの引用になります。

論点

論点①	論点②
年金財政で使用している基礎率をそのまま使用することについて	計算基礎の変更に関する重要性の判断について

17

ここから具体的な論点を見ていきたいと思えます。改めて2つの論点をまとめておりますが、論点①は、年金財政で使用している基礎率をそのまま使用することについて、論点②が、計算基礎の変更に関する重要性の判断についてです。それぞれの論点を見ていきたいと思えます。

論点①(1/4)

<論点①>
 年金財政で使用している基礎率をそのまま使用することについて

✓ 年金財政で使用している基礎率をそのまま使用する場合に、どのような検討を行うか

18

まず、論点①です。年金財政で使用している基礎率をそのまま使用することについて。実際、実務の中でも、DB と退職一時金制度があったとして、DB の財政運営で使っている計算基礎というものをそのまま会計の方でも使っているケースが一定程度あるかと思います。その場合に、会計の分野ではどのような検討を行えばよいのかということ、一つめの論点として考えてみたいと思います。

論点①(2/4)

【退職給付会計に関する数理実務ガイダンス3.1②より抜粋】

また、厚生年金基金、又は、確定給付企業年金(以下、両者を併せて「適格DB制度」という。)を採用している場合には、適格DB制度の財政の目的で使用されている基礎率をそのまま本専門業務における計算基礎として使用することが考えられる。ただし、これらの基礎率は、適格DB制度における財政上の観点を重視して設定されている場合や、法令等による制約が課せられている場合がある他、本専門業務の適用対象者と適格DB制度の加入者の範囲が異なる場合があることに留意して、本専門業務における計算基礎としてそのまま使用することの妥当性について検討する。

→ 数理実務ガイダンスに留意点等が記載されている

19

まず初めに、数理実務ガイダンスですね。冒頭で記載しておりましたが、ここで改めて確認してみたいと思います。「適格 DB 制度の財政の目的で使用されている基礎率をそのまま本専門業務における計算基礎として使用することが考えられる。ただし、これらの基礎率は、①適格 DB 制度における財政上の観点を重視して設定されている場合や、②法令等による制約が課せられている場合がある他、③本専門業務の適用対象者と適格 DB 制度の加入者の範囲が異なる場合があることに留意して、本専門業務における計算基礎としてそのまま使用することの妥当性について検討する」とあり、留意点が3点挙げられております。この3点について、改めて確認していきたいと思います。

論点①(3/4)

- 適格DB制度における財政上の観点を重視して設定されている場合
- 法令等による制約が課せられている場合

例えば、

- ✓ 退職率の設定において、安全率(80%~120%)を見込んで設定している場合
- ✓ 一時金選択率の設定において、年金財政の健全性を勘案して設定している場合(0% or 100%)
- ✓ 財政運営上、問題がないと考えて基礎率を継続して用いている場合

20

最初に、①適格DB制度における財政上の観点を重視して設定されている場合と②法令等により制約が課せられている場合ですね。例えばということで、第1に、退職率の設定において、安全率を見込んで設定している場合が考えられます。最近はあまりないかもしれないですけども、昔でしたら、適年ですね。適年のときには、この安全率を見込んで設定していたということが結構あったのではないかと思います。第2に、一時金選択率の設定において、年金財政の健全性を勘案して設定している場合が考えられます。先ほどのDBの実務基準にもありましたが、年金財政ですと、財政の健全性を勘案し、通常は債務が大きくなるように0%か100%で設定しているケースが多いのではないかと思います。第3に、財政運営上問題がないと考えて、基礎率を継続して用いている場合が考えられます。例えば、基礎率を変えたけれどもほとんど変化がない場合、先ほど例示のあった、加入者数が少なくて合理的な算定が難しいので変えていないなど、何らかの財政上の理由があって、見直していないケースも考えられるのではないかと思います。

論点①(4/4)

- 本専門業務の適用対象者と適格DB制度の加入者の範囲が異なる場合

例えば、

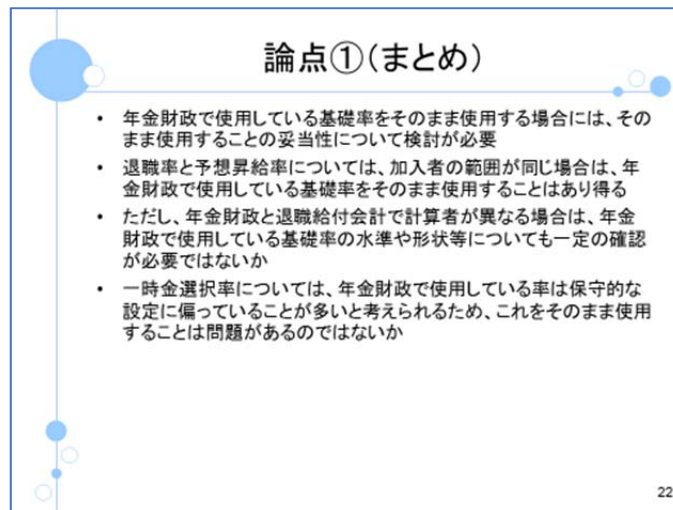
- ✓ 適格DB制度と退職金制度の適用対象者の範囲が異なる場合
- ✓ 適格DB制度と退職金制度の対象給与が異なる場合
- ✓ 連合型の年金基金等に加入しており、加入者や事業主の範囲が異なる場合

21

続きましては、③本専門業務の適用対象者と適格DB制度の加入者の範囲が異なる場合です。こちらも、例えばということで、第1に、適格DB制度と退職金制度の適用対象者の範囲が異なる場合が考えられます。DBと例えば退職一時金制度で、対象者が異なる場合ですね。第2に、適格DB制度と退職金制度の対象給与が異なる場合が考えられます。それぞれ使っている算定基礎が違う場合ですね。第3に、連合型の年金基金等に加入しており、加入者や事業主の範囲が異なる場合が考えられます。

上2つは、どちらかという、一つの会社が複数の退職給付制度を実施している場合なのでですけども、

第3は、複数の会社で一つの年金制度を実施している場合です。その場合、加入者・事業主の範囲が異なる場合ということも考えられるのではないかと思います。



論点①(まとめ)

- 年金財政で使用している基礎率をそのまま使用する場合には、そのまま使用することの妥当性について検討が必要
- 退職率と予想昇給率については、加入者の範囲が同じ場合は、年金財政で使用している基礎率をそのまま使用することはあり得る
- ただし、年金財政と退職給付会計で計算者が異なる場合は、年金財政で使用している基礎率の水準や形状等についても一定の確認が必要ではないか
- 一時金選択率については、年金財政で使用している率は保守的な設定に偏っていることが多いと考えられるため、これをそのまま使用することは問題があるのではないか

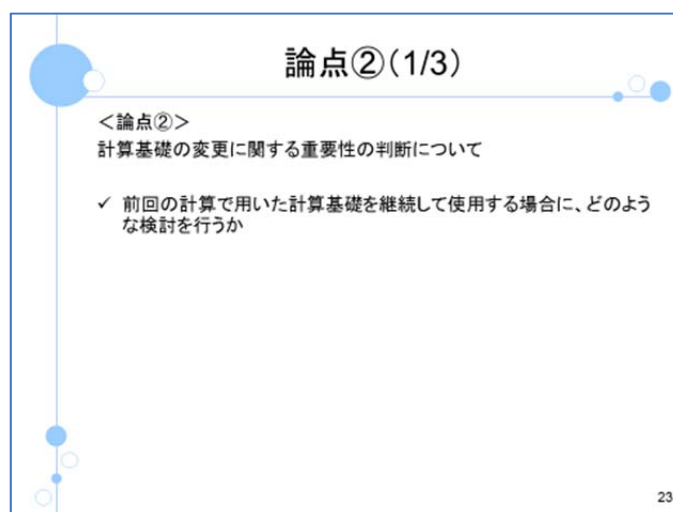
22

次のスライドでは、論点①のまとめをしております。第1に、年金財政で使用している基礎率をそのまま使用する場合、そのまま使用することの妥当性について検討が必要であるということです。何も考えずに、財政で使っている基礎率を機械的に会計でも使うのはだめですということかと思えます。

第2に、退職率・予想昇給率については、加入者の範囲が同じ場合、年金財政で使用している基礎率を会計でもそのまま使用することはあり得るということです。こちらは数理実務ガイダンスにも書いてあったことです。

第3に、年金財政と退職給付会計で計算者が異なる場合は、年金財政で使用している基礎率の水準や形状等についても、一定の確認が必要ではないかということです。財政と会計で、同じ人が計算しているのならば、同じ人が見ているのでいいと思うのですがけれども、例えば、同じ会社であっても、財政と会計で計算している人が違うケースや、もしくは、財政と会計で、計算している会社自体が違うケースということもあると思います。そのような場合には、あくまで他者が算定した基礎率を使うわけですので、その水準や形状等については一定の確認が必要になるのではないかと考えます。

最後、第4に、一時金選択率については、財政で使用している率が保守的な設定に偏っていることが多いと考えられるため、このまま使用することは問題があるのではないかということです。



論点②(1/3)

<論点②>
計算基礎の変更に関する重要性の判断について

- ✓ 前回の計算で用いた計算基礎を継続して使用する場合に、どのような検討を行うか

23

続きまして、論点②として、計算基礎の変更に関する重要性の判断について。前回の計算で用いた計算

基礎を継続して使用する場合にどのような検討を行うという論点です。

論点②(2/3)

【退職給付会計に関する数理実務ガイダンス4.2より抜粋】
適用指針第32項では、「予想昇給率や退職率等その他の計算基礎の重要性の判断にあたっては、それぞれの企業固有の実績等に基づいて退職給付債務等に重要な影響があると認められる場合は、各計算基礎を再検討し、それ以外の事業年度においては、見直さないことができる。」とされている。

このように、割引率以外の計算基礎についても、重要性の判断に基づいて、必ずしも毎年度の見直しは求められない。ただし、割引率以外の計算基礎に関する重要性の判断については、会計基準及び適用指針に数値的な基準は示されていない。

日本では、適格DB制度ではない退職給付制度の場合も、適格DB制度における財政再計算にならって、少なくとも一定年数ごとには計算基礎の見直しを行うことが一般的である。

→ 数理実務ガイダンスには具体的なアイデアは示されていない

24

こちら、最初、退職給付会計に関する数理実務ガイダンスの該当部分を確認したいと思います。先ほども触れましたが、割引率以外の計算基礎についても、重要性の判断に基づいて必ずしも毎年度の見直しは求められません。ただし、「割引率以外の計算基礎に関する重要性の判断については、会計基準及び適用指針に数値的な基準は示されていない」。あとは、「少なくとも一定年数ごとには計算基礎の見直しを行うことが一般的である」ということで、その見直しに関する重要性の判断について、具体的なアイデアが示されていないということが、数理実務ガイダンスの現状かと思えます。

論点②(3/3)

- 退職給付債務等に重要な影響が生じていないかどうか判断する際のアイデア

例えば、

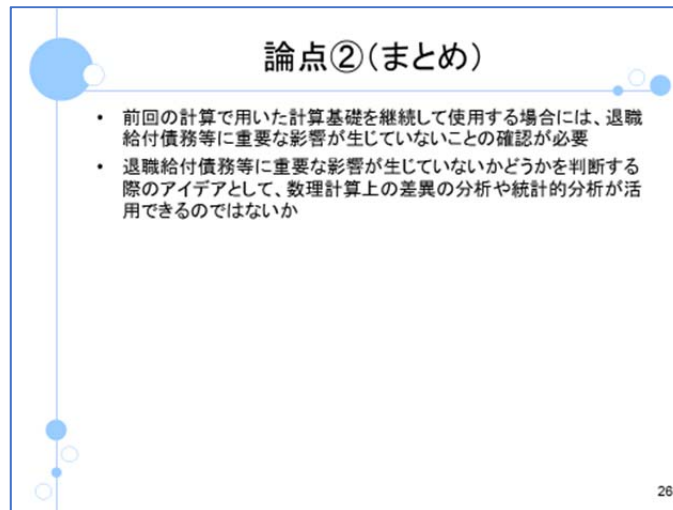
- ✓ 数理計算上の差異を分析する
 - (例) 年金財政のように利源分析を行い、退職給付債務等への影響が一定の範囲内であるかどうか確認する
- ✓ 当年度の実績が使用している計算基礎から考えて発生し得る範囲のものかどうかの統計的分析を活用する
 - (例) 当年度の実績が使用している計算基礎から算定した一定の信頼区間の範囲内であるかどうか確認する

25

これについて、退職給付債務等に重要な影響が生じていないかどうか判断する際のアイデアとして、どのようなものが考えられるのかということで、部会の中というよりも今回のメンバーの中で少し議論しましたので、そのアイデアをご紹介します。例えばということで、1つは、数理計算上の差異を分析するという事です。例として、年金財政のように利源分析を行い、退職給付債務等への影響が一定の範囲内であるかどうかを確認することが考えられます。例えば、脱退差が一定の範囲内、昇給差が一定の範囲内であったら、重要な影響が生じていないと考えることができるのではないかと思います。

もう一つは、当年度の実績が、使用している計算基礎から考えて発生し得る範囲のものかどうかの統計的分析を活用することが考えられます。例として、当年度の実績が、使用している計算基礎から算定した一定の信頼区間の範囲内であるかどうかを確認するわけです。例えばですけれども、退職率であれば、当年度の退職者の人数などを見て、それが実際使っている退職率からそれほどずれていないかどうか、その

ようなことを確認してはどうかということです。



論点②(まとめ)

- 前回の計算で用いた計算基礎を継続して使用する場合には、退職給付債務等に重要な影響が生じていないことの確認が必要
- 退職給付債務等に重要な影響が生じていないかどうかを判断する際のアイデアとして、数理計算上の差異の分析や統計的分析が活用できるのではないか

26

最後、論点②のまとめをしております。1つは、前回の計算で用いた計算基礎を継続して使用する場合には、退職給付債務等に重要な影響が生じていないことの確認が必要ということで、機械的に5年ごとに見直すといったことを決めているのはだめということですね。

もう1つは、退職給付債務に重要な変動、影響が生じていないかどうかを判断する際のアイデアとしては、数理計算上の差異の分析や統計的分析が活用できるのではないかということです。以上で、私のご紹介はおしまいにいたします。

堀田 太田さん、ありがとうございました。私一人で話していたら、この時間で終わらなかったかもしれないのですけれども3人のご協力でこの時間に終わりました。

最後に少しだけ補足ですけれども、これは別に新しい課題でも何でもなくて、昔からあるテーマだと思います。ただ、アクチュアリーが計算基礎にどのように関わるのかということが、ここへ来てすごく注目されているのではないかと私は思うのです。ですので、このようなテーマは非常に重要ではないかと思ひまして、今日、取り上げました。

最後に、IAS19に関する数理実務基準に関しては、ISAP 1Aが出たということ踏まえて、どこかのタイミングで改定をやらなければいけないと思っています。いつ頃になるか、まだはっきり申し上げられないのですけれども、IAS19に関する数理実務基準については、近々改定しないといけないと思っています。

それから、現状、IAS19に関する数理実務基準と、日本の退職給付会計に関する数理実務基準の書きぶりというものは、でき上がり方が違うこともあって、相当程度差があります。そこをどうしようかということは、部会の一つのテーマとして、ここ最近、取り組んできているところです。それもいずれかのタイミングで、皆さんに何らかの場でお話をしたいと思っていますところです。

数理実務ガイドンスに関してこのような機会を通じてご説明をすることは、多分初めてなので、本当であれば、皆さんからきちんとここで意見をもらうことが正しいやり方なのだろうと思います。けれども何分限られた時間ということもあります。今日は数理実務ガイドンスに書くべき内容として、幾つかわれわれの方で考えているテーマを出してみたところです。われわれというより、私がと言った方がいいのかもしれないかもしれません。会社の方が部会に所属されている場合はその委員の方経由でも結構ですし、あるいは堀田に直接言っていただいてもかまいませんけれども、数理実務ガイドンスに関するご要望といったようなもの

があれば、常にお話をお聞きしたいと思っていますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

最後の遅い時間に1時間半聞いていただきまして、どうもありがとうございました。退職給付会計基準部会には、私とこのメンバーを含めたくさんのメンバーがいますけれども、引き続き活動していきたいと思っていますので、どうかご協力いただきたいと思っています。本日はどうもありがとうございました。